

16.3.29  
業鑛炭石

# 報會助互

號月三·卷號六三第

昭和十六年三月二十四日印刷  
昭和十六年三月二十八日發行



筑波鑛山學校

行發會助互業鑛炭石

# 三井銀行

若松市本町五丁目

## 若松支店

電話目三八〇至三八二  
 振替(福岡)二四五〇  
 番号(下關)二八四二

### 目次

鑛山訓	福岡鑛山監督局長 中村幸八	(一)
鑛業戰士諸君に對ふ	互助會石炭株式會社名譽會長 野上辰之助	(二)
勞働手帳制の提唱遂に實を結ぶ	日本石炭株式會社 副社長 古田慶三	(三)
現下の石炭緊急對策	互助會石炭株式會社分析係長 野田隆介	(四)
燃燒效果論		(五)
石炭對策座談會		(六)
鐵鋼製品の配給統制に就て		(七)
法 令		(八)
石炭採掘鑛業權設定		(九)
石炭採掘權設定		(一〇)
石炭採掘權移轉		(一一)
石炭採掘鑛區異動		(一二)
本會炭礦異動		(一三)
炭界日誌		(一四)
彙報		(一五)
本會記事		(一六)
編輯後記		(一七)

# 鑛業報國

行はよ鑛山銃後の線

鑛業へ我も興亞の戦士



福岡地方鑛業報國聯合會

## 鑛業戦士諸君に想ふ

福岡鑛山監督局長 中村幸八



居ルノデアリマス。

我が國ハ由來天然資源豊カナリトハ申セナイノデアリマシテ戦争ニ必要ナル物資ハ從來其ノ大部分ヲ輸入ニ仰イデ居ツク様ナ次第デアリマスガ、今ヤ主タル對日輸出國英、米ハ益々反日的態度ヲ明カニシ日本ニ對スル物資ノ輸出ヲ禁ジ却テ過去ニモ増シテ將政權援助ニ努力シテ居ルノデアリマス。

一方國內産出ノ鑛物ハ事變遂行上益々其重要性ヲ増加シツ、アルニ拘ラズ増産ハ勞力資材等ノ不足其ノ他ノ原因ニ依リマシテ豫定通りニハ進捗セズ、國家ハ今ヤ由々シキ事態ニ立到ツテ居ルノデアリマス。殊ニ石炭ハ冬季最高需要期ヲ控ヘマシテ今ヤ石炭不足ノ聲ガ全国的ニ叫バレテ居ルノデアリマス、萬ニ國家ガ要求スル石炭ノ圓滑ナル供給ヲ計ルコトガ出来ナイト致シマスレバ、目下國民打ツテ一丸トナリ着々トシテ建設致シテ居リマスル所ノ高度國防國家ノ確立モ出来ナク

ナルノデアリマス。

中央ニ於キマシテハ各省ノ間ニ連絡ヲ取リマシテ、全國ノ鑛業戦士ノ方々ニニ段ノ奮起ヲ促シ如何ナル困苦缺乏ニモ堪へ、斷乎之ヲ突破シテ充分ナル石炭ヲ是ガ非デモ出シテ賈ヒタイト呼ビ掛ケテ居ルノデアリマス。ソレガ一月ヨリ三月迄ノ間官民一體トナツテ行ハレテ居リマスル、「石炭増産強調期間」デアリマス。

斯ル事情ノ下ニ在ツテ諸君鑛山勞務者ノ任務ハ愈々重大デアリマシテ年ト共ニ必要度ノ加ハル地下資源開發ノ重責ハ一ニ掛ツテ諸君ノ双肩ニ在ルノデアリマス。

ス

# 労働手帳制の提唱 遂に實を結ぶ

互助會石炭株式會社名譽會長ノ野上辰之助

本社名譽會長野上辰之助氏が多年提唱し來つた、労働者の移動喰ひ止め策としての労働手帳制實施は、愈々本議會に提案可決され實施の運びに到つた。數年前まで聲を囁らして提唱しても顧みられなかつた氏の労働手帳制實施が、本期翼賛議會に依つて初めて脚光を浴びるに至り、氏の得意や想ふべきである。本稿は去る一月廿八日福岡市共進亭ホテルに於て、大阪朝日新聞社主催の下に開かれた山口、九州鑛業界の代表者を網羅した、石炭増産對策座談會席上、野上名譽會長が口述された内容が、業界全般に亘る刻下重要問題たるに止まらず、指導啓蒙する所不勤につき乞ふて掲載する事とした

—筆生—



—氏助之辰上野の中席出會談座—

が要望する數字とは、今後相當離れてゆくのではないかと存じます。本日朝日新聞社主催で、石炭増産對策の懇談會が開催されましたのも、將來益々石炭の増産を必要とする處に、問題の集點があると存する次第であります。

就きましては、私はその具體的の對策を述べます前に、特に一言強調したいと思ひますのは、統制についてであります。統制とは、要するに或る一定の基準を立て、その基準に向つて強権を發動させる事にあると思ひます。つまり物資と言はず、業務と言はず、統制のあるところ、その背後には、必ず強力な政治力が作用してゐなければならぬと思ふのであります。吾國に於ける今までの統制に、とかくの非難や缺陷がありますのは、すでに指摘されてゐます様に、その出發が區々であり、横の連絡が不十分であることも事實であります。私を以て言はしむれば、その根本は、この背後の政治力が弱いからであると思ふのであります。強力なる政治！これなくしては、總ゆる統制の完璧は期せられないのであります。然しこれが實行は速急には困難である。私がこれから申し上げんとすることも、この強力なる政治の發動といふ事を前提としたものであることを、豫め御了解願つて置く次第であります。

次に、私は、増産の具體的方策を、あらゆる角度から論じたいと思ひますが、今まで私の知つて居るところによりますれば、その方の權威者であり、エキスパートでありながら、公開の席上で述べられてゐる處を承りますと、あまり傾聴に値しないものが往々にあるのであります。それは後に、こんなことを云つては、誰からか非難されるのではないかとの杞憂から、時局の認識をはき違へて、吐の底まで打割つてお話にならぬからであると思ひます。これでは改革も何も行はれずまた眞に國家を愛する所以でもないと思ひますので、私は思つたことを、腹藏なく、忌憚なく率直に申上げる事に致します。若し外部に發表されるならば、報道部の方々に前以て善處をお願いして置きます。

石炭増産の具體的方策として、先づ第一に擧げたいと思ひますのは、

一、**行政官廳の機構改革であります。**然しこれは、私が此處で改めて申上げるまでもなく、既に屢々識者の間に論議されて居りますし、政府も亦、その弊と不備を自覺せられて、目下折角改革に着手せられてゐると承つて居りますので、此處では餘り具體的に申述べる事を差控へますが、増産に直接關係の深い鑛山監督局の權限範圍は一層擴大して頂き度いのであります。只今局長より技術官のお話しもありましたやうに技術官等も、今一層増員されまして、鑛業、行政に關聯する大部分のことは、中央官廳に足を運ばず、直接監督局で御處理願ひ度いと思ひます。例へば、新坑開發につきましても、鑛床廣く、炭量豊富の有望なるもので、資本の少なき者ならば、進んで融資の斡旋をする等、努力、機械の積極的援助補給は勿論、起業設備が其の炭鑛の經濟出炭に適合せるものなるや否やも充分干渉、批判の上指導せられん事を希望する次第であります。

二は、**生産方面に於ける統制の強化であります。**昨秋設立をみました日本石炭株式會社は、プール平準價格制による消費方面の統制機關でありまして、生産方面に對しましては、奨励金の交付、掘進費の補助といふ消極的の支配力しかなく、強力なる指導權を持つてゐないのであります。故に、一步を進めて、速に生産の統制機關を設立し、以て業者の積極的指導並に監督、資材の一元配給等に任せなければならぬと思ひます。その方法としましては、既存の團體を強化するか、新規に設立するか、設立するにせはプロック別とするか、そうした技術的方法も當然問題となつて來ますが、何よりも先決問題は、先づ生産方面の統制機關を一日も早く設立することにあると思ひます。

三は、**睡眠並に隣接區睡眠状態にある部分の積極的開發であります。**この事につきましては、一應重要鑛物増産法によつて、その方法が明示されてゐます。然し未だ、この法律の發動をみたることは一度もなく、而もその法文に到つては、双方の鑛業權者の妥協によつてのみ、初めて効力を發生するといふが如きものでありまして、これではかうした非常時にそぐはない憾みがありますから、更に一段とこの法律を強化するか、若くは總動員法を發動するかして政府は積極的に鑛業權の移轉を慫慂する方法を執つて頂き度いと思ひます。例へて申せば甲の鑛業權者は現在の出炭設

備を以てすれば、全部の鑛量を掘盡すことは出来ぬほど膨大な睡眠鑛區を所有してゐるに反し、隣接炭鑛である乙は、既に自己の鑛區を掘盡し、やがて廢坑の運命にあるとした場合、國家經濟上から見て、誰しも甲の所有してゐる鑛區の一部を積極的に乙へ譲渡することが良策であらふと信ずるのであります。何故ならば乙は僅に坑道を延長するのみで、そのまゝ既設々備を利用して、甲の睡眠鑛區の開發が容易に出来るからであります。然しながら茲に注意しなければならぬのは、斯の如く法律が強化されますと、睡眠鑛區を抱いてゐる者の中には、鑛業權の移轉を恐れて、新に開發に着手するか、又は事業方針を増強するかの如くみせかけ、法の間隙を潜らんとする不心得者が出ぬとも限りません、故に右の如き睡眠鑛區の所有者には、詳細なる事業計畫書を提出させ、一定の期間内に開發に着手するかどうかを嚴重に調査する方法を講ぜられんことを切望します。尙、鑛業權の移轉による代價支拂につきましても、資本の退藏を防止する意味に於て、出炭一噸につき幾程といふやうに、斥先支拂として、漸進的成しくすしの方法を講じて貰ひたいのであります。

**四は、勞働力の充足であります。**これは獨り吾が石炭界のみならず、何れの産業界もその悩みは同じだと思ひますが積極的には、戰時産業の基礎部門といふ優先的な立場を考慮され、特にその中でも、原料炭は優先的に御配慮願つて、當局者の善處を要しますと同時に、消極的には、勞働者の移動防止を今一層強化し、他方從業者には宜しく時局の重大性を認識させ、職域奉公の犠牲精神を涵養させる反面、能率よき者に對しては、具體的に慰安表彰の方法を講ずるは勿論、表彰者には年功徽章、功勞徽章等を佩用させて、常時社會的に優遇することも亦効果的の一方方法と信ずるのであります。尙今日の勞働不足の原因は、第一義的には、事變の直接的影響による軍務への移行と、生産擴充による急速なる需要の結果であることは論を俟つまでもありませんが、第二義的には、國民の所得が向上したため、争つて子弟を上級學校へ入學せしめんとする結果、少年勞働者不足を見ると同時に、これ等上級學校卒業者が、在來の風潮に禍されて、勞働を賤視して

これに従事することを厭ふ事實も亦、明かに現在、將來の勞働力不足の一因と思はれます。斯ることは、國防國家建設上由々しき問題と思はれますので、今後は、専門學校と實務學校とを區別して、これが入學の採否は、國家に於て嚴重檢定する様取計ふことが肝要であらうと思ひます。又は、これは炭價引上と關聯することでありますが、炭價が上りますと必ず高賃金で他の産業から勞働者を引抜くといふ弊が起ると思ひます。然しこれは引抜かれた事業が、それだけ勞働力を減少するは當然で、全體的には決して勞働力の増強はみないのでありますから、斯ることは日本の現狀に照して、嚴として戒むべきであらうと思ひます。國家は高度國防力の完遂上、石炭増産を要請して居りますが、勞働力の充足を圖る上から勞働者の移動を喰ひ止める事は喫緊の問題で、この移動防止について私は數年來勞働手帳制の實施を提唱して参りましたが、幸ひ本期議會に勞働手帳制が提案可決され、愈々實施を見るの運びに至りました事は洵に欲快に堪へない所でありました。申す迄もなく勞働者の移動は能率の低下を示すのみでなく、醜い坑夫の引抜き策から好まじからざる神聖な勞働の關取引さへ行はれ得るのであります。

**五は、經理統制令の緩和並に公課の減免善處といふ事でありませぬ。**これは、一見甚だ蟲のいゝ要求であるが如き感を抱せると思ひますが、そんな氣持は毛頭ないのであります。御承知のやうに、他の事業を異つて、炭坑事業は洵に安全性の稀薄なものでありまして、例へば或る年度に於て、優秀な炭層を稼行してゐても、次の年度には必ずしもその炭層を稼行するといふ譯にはゆかぬのであります。忽然として斷層に出會つて出炭を減少する場合は往々にしてあるのであります。また、採掘途中、出水や瓦斯爆發に遭つたりして、豫測せざる災厄を蒙る例も枚擧に暇がありません。亦他の産業では生産率が現状維持であれば、經費も同一率である筈であります。炭坑事業では、そうはゆかないのであります。と申しますのは、次第に、本部や連卸坑道、鐘方等の掘進が深化して來ますので、排水費、運搬費等の經費が膨脹するが

らであります。これも、一會社で數坑を有してゐて、或る炭坑では老朽に入つてゐても、或る炭坑が創業中であれば、創業坑が老朽坑の經費をカバーして、バランスはとれますが、所有の炭坑が僅少で、その炭坑がみな老朽に入つてゐるといふ場合は、經費は益々膨脹の一途を辿るものであります。然るに現在では、これ等の特種性は少しも顧みられず、他の産業のみ——否、それ以下の待遇を受けてゐるのではないかと思ふのであります。此處で一寸と申上げて置き度いと思ひますのは、現行の課税方法であります。御承知のやうに、日本の産業は、化學工業は別として、重工業にしても、鑛山業にしても、歐米諸國に比較すれば、一事業に投資せられてゐる資本金は、問題にならぬほど貧弱であります。かうした貧弱な事業に、高率の利潤を認定されますことは、折角伸びかけた芽をつむやうなもので、事業家は漸次熱意を失ひ、事業は次第に萎縮し、遂には倒壊破産をみるといふやうな破目に陥入らぬとも限らぬのであります。今日公益優先といふ事が叫ばれてゐますが、鑛業に關する限り、私益必ずしも公益を害するものとならぬと思ふのであります。承るところによりますと、或る軍需産業には興銀その他のシンジケートを通じて、融資命令といふ特種法律により積極的に國家の保償を受けてゐるさうでありまして、これは前に申しました意味とは多少趣を異にしてゐますが、結果は同一でありまして、眞に結構な事と存じます。然るに炭坑事業には、まだそうした恩恵はありません。鐵と石炭が、戰爭遂行上必須不可欠の基本物資でありますなら、その事業については、當然國家の保償がなければならぬと思ひます。然るにそれが無い、而も、不時の損失に對してさへ、何等の保償も認められてゐないのであります。かういふ状態では時局の認識を缺ぐといふお叱りを蒙るかも知れませんが、事業家は、積極的に探鑛や掘進への熱意を缺ぎ、延いては、資本家も投資を避くるといふ憂ふべき傾向さへ生ずるのではないかと思ふのであります。各所で斯うした實例の炭坑を二三みてゐるのであります。増

産がはかしくゆかぬ原因も、案外こんな方面に潜んでゐるのではないかと思ひます。故に炭坑事業に對しましては、曩に發令になりました經理統制令の如きは、相當程度緩和するか、公課は或る點まで引下げるかして、資本の蓄積を認め經營上の安全を保償さすか、若しそれが出来ぬとすれば、有望なる鑛山に對しては、政府は他の軍需産業と等しく、特令を發して、積極的に援助し、その責任に於て危險を負擔するぐらゐの保護政策を講じて貰ひ度いと思ふのであります。さすれば、企業家も安心して事業に従事し、一層増産に拍車をかけること、信ずる次第であります。

**六、次に増産の一方法として事業の合同化を圖るといふ言葉を聽きますが、これは理想として眞に申分ない事でありまして國家の意志もその線に向つてゐることと思ひますが、然しこれが實現には相當の時日と困難が豫想されるのであります。故に即刻有効な方策としましては、先づ地域別による鑛區の合同合併、共同排水、資材の共同購入等を行ひ、漸次せうした方向に近づかしむるといふ方法をとりたいと思ふのであります。**

- 次に近頃重點主義といふ事が叫ばれてゐますので一言申上げますが、日本内地の鑛業開發に付きましては、
- 一、陸運を使用せず海運のみよつて、運送の出來るやうな炭坑、重點を置くこと、これも鑛量豊富な鑛所を選ぶこと。
  - 二、原料炭及び原料配合炭に重點を置き、思切り設備をさせる事。
  - 三、此等に對しては機械、資材、動力の優先配給といふ事に重點を置くこと等であらうと思ひます。

### 結 論

惟ふに獨、ソ、伊の三國はかつて敗戦や革命により、經濟的にも政治的にも破滅に等しいドン底までできたのであります。雄々しくも立上つて現在のやうな隆昌國家を建設したのであります。現在の日本も道こそ異へ、恰度かつての此等の國と同じやうな困難に遭遇して居るのであります。而して彼等に出來て我等に出來ぬといふことは、絶対にありません。現在

の日本の統制経済といふものは例へて申しますならば、在來日本建築に改造を加へて、西洋建築にしてゐるやうなものでありまして、そこに多大の困難があるのであります。然し、も早壁、半分は「コンクリート」になつてゐるのであります。それを再び元の日本建築に引戻すと云ふ事は到底出来ないものであります。否でも應でも西洋建築にしなければなりません。假令如何なる困難があらましても、前へ前へと前進しなければならぬのであります。そうでなければ事變處理も、東亞協榮團の確立も出来ないのではないかと思ひます。多少は摩擦もありませう、混亂もありませう、然し折角出来上つた屋根をふち毀すやうな愚者は日本人には一人もないと思ひます。我々國民は皆一人々々がこの建築を作る大工のやうな氣持になつて協力しようではありませんか、若しこの協力を惜しむものがあるとしたら、如何なる統制も効力を發揮するとは出来ませぬ、また折角の本日の増産對策會議も何の意味をなさぬものと信ずる次第であります。

長々御静聽を感謝致します。

## 現下の石炭緊急對策

日本石炭株式會社

副社長 古田慶三

我國戰時經濟ノ運行ハ昨年中ヲ通ジテ異常ナル緊張裡ニ終始シタガ、本年ニ入ルニ及シテ内外諸情勢ノ激變ニヨリ、其ノ緊迫性ハ愈々頂點ニ到達シタルカク觀ガアル。如何ニシテコノ緊迫セル經濟界ヲ乗切ルカガ本年度我々産業人ニ負荷サレタ最大ノ國民的課題デアリ、之ガ解決ノ成否如何ガ刻下ノ世界的規模ニ擴大サレタ經濟戰爭ノ勝敗ヲ決スル最後ノ鍵トナツテキルト云ツテモ過言デハナイ。

言フ迄モナク石炭ハ國防經濟力ヲ培養素トシテ、凡ソ我國戰時經濟ノ運行ハ昨年中ヲ通ジテ異常ナル緊張裡ニ終始シタガ、本年ニ入ルニ及シテ内外諸情勢ノ激變ニヨリ、其ノ緊迫性ハ愈々頂點ニ到達シタルカク觀ガアル。如何ニシテコノ緊迫セル經濟界ヲ乗切ルカガ本年度我々産業人ニ負荷サレタ最大ノ國民的課題デアリ、之ガ解決ノ成否如何ガ刻下ノ世界的規模ニ擴大サレタ經濟戰爭ノ勝敗ヲ決スル最後ノ鍵トナツテキルト云ツテモ過言デハナイ。



ル産業ニ取ツテ必要不可缺ノ基礎資源ヲ爲スモノデアアル。我國石炭需要ハ昨年度ニ於テ昭和八年ノ二倍半ニ激増シテ年ルガ、石炭礦業ノ特殊性ヨリシテ斯カル急激ナル需要増加ニ供給ノ步調ヲ合セルコトハ至ツテ困難ナル事業デアツタ。殊ニ戰時經濟ガ進展スルニ從ヒ、愈々限定サレツツアル勞力、資材及資金ヲ以テ所期ノ増産目的ヲ達成スルコトノ困難ハ他ノ一般ノ製造工業ニ於ケルト同日ノ論デハナイ。

十五年度六百萬噸増産計畫ガ勞力及炭礦資材ノ不足、就中勞力拂底ノ爲メ下半年ニ入ツテ重大ナル支障ヲ來シツツアルハ蔽ラベカラザル事實デアルガ、更ニ生産費昂騰ノ爲メ多クノ炭礦ハ採算不引合ツ苦境ニ在リ、業者トシテモ時局ニ即應スルヤウ増産ニ必死ノ努力ヲ續ケテ居ルモ如何ニシテ經營狀態ガ殆ド赤字増加トナリツツアル爲メ、企業心著シク衰耗シ此ノ傾向ハ漸次慢性ニ進ミ、甚ダ憂慮スベキ狀態ニ在ルヤニ考ヘラレル。而モ現在ノ石炭統制ニ於テハ生産ト配給トヲ結



付ケル一貫セル統制機構ヲ確立セラレ居ラザル爲メ、緊迫セル事態ニ即應シテ機敏適切ナル處置ヲ取ルコト困難ニシテ  
需給ノ調整上種々ノ支障ヲ來シ居ルコトモ否定スベカラザル事實デアラル。

依ツテ此ノ際消沈セル石炭礦業ニ活ヲ入レ、増産力ノ奮起ヲ促スコトノ緊急ナルヲ痛感スルモノデアラル。而シテ根本ノ  
統制機構ノ革新ヲ斷行スル決意ノ下ニ生産、配給及消費ノ全課程ヲ一貫スル單一統制機構ヲ確立シ、國家目的ニ即應シタ  
ル石炭計畫生産ヲ實現スルコトガ急務ナリト信ズル。今之等ノ點ニ付キ緊急對策ヲ要スト思料サル諸點ニ關シ、私  
見ヲ開陳シ大方ノ指教ヲ仰ギタイ。

### 一、炭礦勞力ノ確保

元來炭礦業ハ人間勞働力ヲ主體トスル特質性ヲ有スルガ故ニ、生産ノ構成要素トシテノ勞働力ノ比重ハ他ノ製造工業ニ  
比シ遙カニ大デアラル。一國ノ勞働人口ハ戰爭ガ擴大サレ、バサレル程減少スルハ言フ迄モナイガ、炭礦業ニ於テモ支那事  
變以來勞務者數ハ相對的ニ減少シ、之ニ對シテ未熟練者ヲモ募集シ補充ノ必要アルモ、地下勞働ヲ好マヌ爲メニ募集能率  
悪ク、且常ニ收入ノ多イ安易ナ職場ヘ移動スルモノガ多ク、移動率意外ニ百分之上リ、一年ヲ出デズシテ勞務者ガ全部入  
レ替ツテ了フトイフノガ到處ノ礦業所ノ實例デアラル。十五年下期ニ入ツテ増産速度ガ鈍化シタ重大ナ原因ノ一ツガ、勞  
務者ノ移動ノ激化ニアルコトハ疑フベクモナイ。

茲ニ於テ政府ハ昨年末冬季石炭増産對策ヲ決定シ、本年一月ヨリ三月末ニ至ル期間ヲ全國石炭増産強調期間トシテ、官  
民協力態勢ノ下ニ増産運動ヲ進メツ、アルガ、コソ運動ノ主眼ハ炭礦勞務者ノ移動ヲ防止スルニ在ル。即チ勞務者ニ對ス  
ル賃金統制令ノ特例ヲ設ケテ成績優良ナル勤續者ニ付テハ特別ノ考慮ヲ拂フコトトシ、又年金制度上ヨリモ種々優遇策ヲ  
講ジ、更ニ成績良好ナル鑛山ノ勞務者ニ對シテハ特別ノ國家的表彰ヲ行ツテ、其ノ名譽ヲ讃ヘ且ツ具體的ニモ優遇ノ道ヲ

講ズルコトトシ、又勞務者ノ生活必需品及住宅ノ確保ニ付テモ特別ノ措置ヲ採リ、以テ時局重大ナル實情ヲ彼等ニヨク自  
覺セシメ、收入ノ増加ニ從ヒ休業スルトイフ惡習慣ヲ革新スベク大イニ宣傳ヲ各班ヲ分ツテ乘リ出シテ講デアル。斯クシ  
テ今後ノ増産對策ニ妙カラザル效果アルベキコトガ期待サレテキル。

勞務者給與ノ改善或ハ福利施設ノ擴充等ハ勿論諸ニ出來ヌ案件デアアルガ、今日ノ如ク緊迫セル事態ノ下ニ於テハ、  
重點主義ヲ強行シ、有力炭礦ヘ優先配給ヲ實現セシメルト共ニ、更ニ一歩ヲ進メテ半島勞務者ノ移入ノ増加ヲ促進ヲ圖リ  
更ニ進んで時局柄思ヒ切ツテ支那人勞務者ノ移入策モ講ズルコトガ緊要デアアルト考ヘル。

### 二、炭礦用資材ノ優先配給

炭礦ニ於ケル採掘用並ニ運搬用ノ各種資材ノ所要量ハ概ネ増産量ニ比例シテ累増スルモノデアラル。而モ炭礦用資材ハ坑  
木ヲ始メトシテ採掘及運搬用ノ直接ノ設備、機械器具、火藥類ヨリ坑夫衣食住用品ニ至ル迄、代用品ノ使用ヲ許サザル百  
般ノ資材ヲ必要トシ、其ノ一ヲ缺クモ全部ノ作業ニ支障ヲ來スモノデアラル。依ツテ炭礦用資材ノ配給ニ付テハ特ニ優先確  
保ヲ旨トスベキデアリ、政府ニ於テモ重點主義ニ基キ各種資材ノ配給切符ヲ發行サレテキル爲メ、最近ニ於テハ相當ノ改  
善ヲ見ルニ至ツタモノモアルガ、實際ニハ尙所要ノ資材ニ對シテ配給不足セル現狀ニ鑑ミ、今後其ノ計畫ト實行ノ伴ハザ  
ル缺陷ヲ是正スルコトガ緊要デアラウ。元ヨリ物ト人ノ不足セル現狀ニ於テ當業者ノ要望スル數量ヲ供給スルコトノ到底  
不可能ナルハ明瞭ニ付キ、能ク其ノ實狀ヲ説キ、實行可能ナル適確ナル數額ヲ初メヨリ明示シ、之ニ對應シテ經營ヲ圖ラ  
シメルコトガ必要デアラル。實行不可能ナル過大ノ數量ヲ割當テルハ却ツテ經營上ニ齟齬ヲ與ヘルニ至ルベキヲ考慮シナゲ  
レバナラス。

### 三、補助金政策ト適正炭價

最近ニ於ケル勞働能率ノ低下ニ主因スル勞働部面ニ於ケル生産費ノ昂騰、炭礦用資材ノ値上リ等ハ炭礦業ノ生産費ヲ全面的ニ引上ゲ、一方炭價ハ嚴重ニ抑制サレテキル爲メニ各炭礦ノ經營採算ハ著シク悪化シテ來テキル、現在増産獎勵ノ爲メ、増産獎勵金、新坑開發助成金、内地炭買入補償金等諸種ノ補助金政策ガ實行サレテキルガ、増産獎勵金ノ交付ニ當リテハ玉石混淆シ、量の基準ノミニ依ルコトニナリ、質的考慮ヲ缺キ居ル爲メ、現在最モ必要トスル原料用炭、瓦斯發生爐用炭其他上級用一般用炭ノ増産ヲ促進スル效果薄弱ニシテ、粗悪炭獎勵ノ結果ヲ齎セルノ憾ミアリ、又内地炭買入補償金ハ十五年度豫算トシテ四千四百八十萬圓ヲ計上セラレタルモ、僅カニ缺損額ノ三分ノ一程度ヲ補填スルニ過ぎズ、生産費ノ昂騰ヲカバースルニハ其ノ金額ニ於テ著シク不充分ナル。依ツテ此ノ際之等補助金ノ増額ヲ圖ルト共ニ、其ノ交付ニ方リテハ増産炭ノ炭價品位ニ重點ヲ置キ、戰時國家ガ最モ必要トスル優良炭増産ノ實效ヲ擧グルヤウ、政策的並ニ技術的ニ特別ノ考慮ヲ拂フ必要ガアル。

一面國家ノ補助金ヲ逐年増額スルコトハ國庫財政上困難ニシテ、一定ノ限度モアルコトデアリ、且年々ノ豫算ニヨリ補助金ニ加減ヲ來スコトハ企業心ニ不安心ヲ抱カシメ、長期ニ亘ル起業投資ニ對スル意氣込ヲ鈍ラシメル傾向ガアル。依ツテコソ際増産ノ實效ヲ期スルタメニハ、補助金政策ト併行シテ優良炭ノ増産ヲ目的トスル適正ノ炭價ヲ設定スルコトガ必要ナル。而シテ事業ニヨツテ多少ノ相異ハアルガ、各種産業ノ生産費中ニ占メル石炭代ノ位置ハ極メテ低ク、石炭需要者ハ寧ロ多少ノ炭價ノ値上リハ負擔シテモ專業上必要ナル石炭ヲ確實ニ供給サレルコトヲ要望シテキル。戰爭經濟ノ現段階ニ於テハ如何ニシテ必要ナル「物」ヲ確保スルカト言フ處ニ問題ノ焦點ガアル。萬一、アマリニモ低物價政策ニ固執セルノ餘リ最モ重要ナル基礎物資タル石炭ノ増産確保ニ遠算ヲ來スガ如キコトガアツタラバ、洵ニ國家産業上ノ不利益ト言ハネハナラス。

#### 四、炭礦業者ニ對スル金融

炭礦用資金ノ調達ニ付テハ、企業ノ危險率大ナルコト、收益回收速度ノ遲延等ニ因リ、從來ト雖モ一般金融機關カラ敬遠サレテキタガ最近一般金融界ノ硬塞ニ伴ヒ特ニ炭礦業ニ對スル警戒急速ニ嚴重トナリ、中小炭礦業者ハ非常ナ困難ヲ加ヘテキル。

炭礦ノ開發及増産ヲ圖ルニハ、何ヨリモ長期安全ナル金融策ヲ講ズルコトガ緊要デアリ、之ニ對シテハ預金部資金ヲ動員スルトカ、一般金融界ヘ貸付命令ヲ發動スル等ノ緊急對策モ必要ナリト考ヘル。

#### 五、重要炭山ヘノ増産命令

増産力ヲ有スル炭礦又ハ特殊炭ノ産出炭礦ニ對シ生産割當ヲナン之ニ基キ増産命令ヲ發シ、而シテ之ニ伴ツテ後年若シ炭況反動期ヲ招來シタル場合ヲ慮リ、起業投資ニ對シ政府補償ヲ爲スベキコトトシ、業者ヲシテ前途ニ安心シテ増産計畫ニ邁進シ得ルガ如キ増産對策ヲ實施スルコトガ必要デアル。國家總動員法ノ改正ニ當ツテモ斯ル補償條項ノ發動ニ充分留意スベキデアラウ。

#### 六、一元統制機構ノ確立

石炭礦業ノ統制ノ現狀ヲ見ルニ配給及價格ニ關シテハ日本石炭會社ニ依リ石炭配給統制法ニ基ク全國的一元統制ガ實施サレテキルガ、生産方面ニ關シテハ各種ノ任意團體ガ併立シ其ノ間相互ノ連絡ヲ缺キ國家目的ニ即應スル計畫生産ノ實現ヲ期スル上ニ於テ機能甚ダ薄弱ナル、素ヨリ生産ト配給トハ相互ニ表裏一體ノ關聯ヲ有スルガ故ニ此ノ兩者ハ常ニ一元機構ノ下ニ統制ヲ行フニ非レバ其ノ完璧ハ期セラレナイ。特ニ現在ノ如キ國家ノ綜合目的ニ合致スベキ高度ノ計畫經濟ガ要求セラルル際ニ於テハ、生産力擴充目的ニ適合スル責任アル計畫生産ヲ行ヒ、之ト緊密ニ結び付キタル配給計畫ガ樹

立行サレナケレバナラス。現在日本石炭ノ重要機構タル配給計畫ハ各生産業者ノ責任ナキ豫想數字ヲ基トシタル需給豫想ニ依リ、消費規正ヲ加ヘ設定セラレ居ル爲メ、配給割當ニ於テハ正確ヲ得ルトスルモ、愈々配給割當ノ實施ニ當ツテハ先ツ第一ニ生産數量ノ無責任的變化ニ依リ、ツギクニ配給數量ニ狂セテ生ジ、爲ニ配給計畫ガ混亂セシメラレル俱レガ多ク、又時局産業ニ於テ最モ急ヲ要スル製鐵原料用炭及瓦斯發生爐用炭ノ如キハ所期ノ通り獲得スルコト困難ナル爲メ、生産力擴充ニ重大支障ヲ及ボシ居ルニ反シ需要性之シキ低品位炭ハ寧ロ却ツテ過剩傾向ニ在ル爲メ割當數量ノ消化困難ヲ來シ居ルガ如ク、時局ノ必要トスル炭種、炭量ノ確保サレ難キ缺陷ヲ現ハシツ、アリ。斯ノ如キ統制機構ノ不備ヲ補フ爲メニハ、生産、配給及消費ノ全過程ヲ一貫スル單一強力ナル統制機構ヲ確立シ、之ヲ統率スル一指導者ノ最高意思ガ各部面ノ末端ニ至ル迄直徹ニ透徹セラレルコトガ最モ緊要ニシテ、吾人ハ全ク白紙ニ立戻リ、其ノ機構ヲ制定セラレルモノト信スル。基礎産業タル石炭鑛業ハ鐵鋼業ト共ニ他ノ凡テノ産業ニ魁ケテ完璧ナル統制機構ヲ確立スベキデアル。

隨筆



燃燒効果論

互助會石炭株式會社  
分析係長 町田隆介

燃燒效果に關する事項に關シ先聖各位並に諸學表の研究を引用し以て各位に對シ燃燒效果の理論並に實際的事項につき參考の一端を論述せんとす。幸にも參考の一端ともならば筆者望外の幸である。

目次

第一章 緒言	一九
第二章 焚燒方法及燃燒效果並に注意事項	一九
第三章 石炭の炭質と燃燒效率との關係	三〇
第四章 結論	三九

第一章 緒言

燃料中特に石炭の用途を大別すると特殊炭としてコークス、ガス製造、其の他の化學工業用原料として使用されるものと一般用として直接源及動力源として（汽罐、窯爐熔解爐其のが熱爐等）の焚燒用として使用せられつゝあるものとの二種あり、余は特に熱効果の論の見地より一般用の焚燒用炭に關する熱燒效果に關し論述せんとす。

第二章 焚燒方法ト燃燒效果並注意事項

凡そ爐又は汽罐に於ける熱効率とは供給せる全熱量とその爐又は汽罐に於て利用せられたる熱量との比を指すものにしてその石炭燃焼方法の如何は直に熱効率に影響するものなり。現今使用せられつゝあるところの焚燒方法を大別すると微粉炭燃焼、ストーカ、燃焼並に手焚燃焼等に區別せられる、微粉炭燃焼は燃焼方法の中量も優秀なる燃焼方法たるは言を俟たざる處にして主として火力發電所に於ける大型汽罐、セメント製造用等に使用されつゝあり。（適性炭別に爐の設計をなし

得)

ストロカ焚焼は大型汽罐の類から小型堅型汽罐工業用各種加熱等に使用せられつゝあると同時に尙手焚法も又利用されつゝあり。微粉炭燃焼法—石炭を微粉に粉碎し200メッシュの網目を80%位、500メッシュの網目を大部分が通過する位のものにして、空氣と共に除々に汽罐の爐内を噴込んで燃焼させると微粉炭の石炭は瓦斯の様に完全に燃焼して過剰空氣を加へる事も少なくして済み充分の高温度が得られ燃焼量の調節が容易して且清潔である。此の方法に依つて良質なる石炭は益々經濟的に燃焼させると同時に灰分の多い劣悪炭も充分燃焼が出来て最も都合なる方法たり。

近年大規模の發電所では殆んど此の装置を施す傾向あり、然し石炭の粉碎装置及燃焼装置に多額の設備費が掛り、又其取扱に相當熟練をするので、目下のところでは小規模の所では餘り使用されるに至らず、これは微粉炭燃焼に於ては蒸發量即燃焼量を全荷重の20%—25%以下には調節し得ないと云ふ事にも原因す可く荷重を20%以上を使用して置く事が良好なり。(理由20%—25%以下にすると爐の温度が下り供給炭が燃焼なくなる爲なり)又高温の爲灰分が溶解して種々の不都合を生ずる事或は傳熱面に灰が附着する事或は煙突から灰分が飛散する事等が製作上の厄介な點である。數個の汽罐に微粉炭を燃焼させ様とする場合、各汽罐に此等の装置を別々に備へて單獨に働かす場合と之等の設備を各汽罐共通に一つだけ備へて造られた微粉炭を貯炭槽に送り、これから各汽罐へ微粉炭を供給する場合と二つの場合がある。

前者を單獨式、後者を共同式と云ふ。單獨式に於ては空氣豫熱器に依つて豫熱された空氣を粉碎機に導き、石炭を乾燥させると共に微粉炭を其の中に浮遊させて燃焼塔に送る、従つて石炭乾燥装置を必要とせず、設備が簡單である、又汽罐が夫々別個の系統となつて居る爲め、負荷の大きな變動或は粉碎装置の故障の際等の操作困難な點多く、今頃のもの多く單獨式に作らるゝこれに使用さるる炭は最低500カロリー程度のもも充分完全燃焼をなし得るものにして充分水分の

多い硬炭を除去したる瀝青炭は例へば500cal程度の劣悪たる炭を使用し效率を殆んど100%に近い程度迄發揮す、此の装置に次の如き種類に分る。

Lopuit式 Lodging式(日立、パノック、龍にはこの型式が使はれてゐる) Column式等

ストロカ焚焼並手焚法に關する燃焼熱效率—凡そ石炭を焚焼し、其の熱效率の増進を計るに科學に基礎を置く合理的焚焼をなすに非ざれば、その目的を果す事能はず。

### 燃焼要項

#### 一、燃焼の基礎條件

イ、燃料の着火點以上の温度に保つ事

ロ、適當なる給氣をなす事

ハ、燃焼生成物を適當に排除する事

二、燃焼に必要な空氣量—普通の燃焼装置で石炭を燃焼せしめる場合は理論上必要な空氣量は即ち、

炭素C→CO<sub>2</sub> 11.6 炭素C→CO 5.6—酸化炭素CO→CO<sub>2</sub> 2.4 水素H<sub>2</sub>→H<sub>2</sub>O 3.47として石炭中の可燃成分によつて異なるが、大體石炭一庇に對し理論空氣量一〇—一二庇よりも多少過剰を送らなければならぬ。

但し過剰空氣量はA石炭の種類並炭質、B燃焼装置の構造、C焚焼の方法等によつて異なる。即ち必要な過剰空氣量を認知する事が緊要にして、その適當量の過剰空氣量を過まつて必要量以上に過る時煙道瓦斯が持ち去る熱の損失大にして、尙爐内の温度低下して熱效率を低下せしむ、故に必要な量を推知するには煙道瓦斯分析の勵行が肝要なり。

三、通風と其の調節

- 四、適當な二次空気を供給する事（揮發分燃焼に特に必要條件）
- 五、一時的に多量の揮發分を發生せしめざる事（同右）
- 六、可燃ガスと空気を良く混合接觸せしめる事（同右）
- 七、適當なる燃焼室の太さを有せしめる事（同右）
- 八、燃焼空氣の溫度を充分高く保持する事（同右）
- 九、適當な一次空気を供給する事（爐格上の燠の燃焼に必要量）
- 十、火層の構成を完全にする事（同右）
- 十一、火層の通氣を均等にすする事（同右）
- 十二、爐格面積を適當に保持する事（同右）
- 十三、投炭操作の熟練化——此の技術の拙いものでは火層を思ふ様に構成する事は不可能で熱効率成績如何は此の投炭技術の優劣に由る事もその一つなり。

イ、撒布式給炭法（平焚）

此の投炭法は石炭の爐格面に平均に撒布せしめる焚方で、此の方法では火の上に石炭を薄く撒くから揮發分が一時に發生して爐内（燃焼室）に籠る空氣は揮發分に抑へられて、爐格の下から入らない、しかも爐内の溫度は火の上に石炭を撒く故に時は降下する。即ち揮發分が多過ぎて、空氣が不足し、溫度が下るから瓦斯分の燃焼を妨げ不完全燃焼となり、黒煙となり煙突より出る、尙且揮發分の發生が濟むと今度は抑へるものが無いから爐格の下

より空氣が入り易くなり、空氣の必要量以下の過剰の爲、發生したる熱の大部分は煙突に逃れ去る、故に空氣不足に依る場合の不完全燃焼と逆に過剰による損失燃焼と共に不經濟なる焚方なり。

ロ、交互側焚式給炭法（側焚）

側焚ハランカシヤ罐や船用罐の如く爐格面の幅が狭いものに使ふ方法で、爐格面の左右半分づつ投炭時間毎に交互に投炭し火層を爐飯に沿つて特に高くし爐格の中心線に向つて傾斜せしめる方法なり、石炭は火の枯れた側に積んで入れるのであるから、投炭分は少しづつ發生空氣は一時的に抑へられる事なく中央の谷から間斷なく入り良く揮發分と混合して完全燃焼をなすものなり。

灰が溜つたら火の枯れた側に徐々に火床に沿つて鎌を入れて灰落を行ふ、若し之で落ちないクリンカーが有る場合は鎌を左右に動かせばクリンカーの中央の谷に出て来るから、未燃焼物が燃え切れる迄置いて掻き出す石炭が粘結する場合には入れた鎌を少し持ち上げてコークスの山を崩すが良い、鎌を入れた跡は直ぐ石炭を投入して埋めて置く、次の投炭時間には反對側に鎌を入れて灰を落して投炭する等の操作に依つて粘結炭でも將亦熔解點の多少低いものでも負荷の重い場合でも、樂に焚ける様になる、此の方法は熱効率が頗る高いから荷が軽くなり、石炭の使用量は減少年經濟的となる。即ち粘結成並に灰のクリンカー質のものでも經濟的に熱効率を落す事なく使用し得る。

ハ、交互式給炭法

即ち交互手焚にして此の方法は概して爐格面の幅の狭いものに多く用られる、爐格面を左右の區劃に想定して交互に投炭する方法にして、側焚の山を低くした焚方である、スコップの使ひ方は手焚と同様で側焚の如く傾斜さ

せず平らに止めて、石炭を平にくべる。此の焚方の特徴とする處は投炭が撒布式に比し容易で、揮發分の多い石炭の焚焼に適して居る、煤煙の發生が少なく高負荷操業にも適應して居る、熱効率即ち焚焼効率が良好等有利なる特徴を有す。

#### ニ、斑點式給炭法（斑焚）

堅罐の如く火床の餘り大くないものに用ふる方法にして、石炭は三、五個位の山盛りになる様に投炭時間毎に一ヶ所づつ飛びに入れる、斯くして出來た火層は側焚や筋焚と同様の理由で完全燃焼するから熱効率もよく煙も消える、即ち側焚や筋焚、斑焚の原理は石炭を積む事によつて揮發分を緩かに發生させ、煙の山との間は谷にして之から何時も平均に空氣を入れ、焰に渦動を起させて兩者を良く混合し、隣の煙の熱で燃焼せしめて了ふと云ふのである。故に火夫が細心の注意を拂つて爐内の狀況を監視し、火の枯るゝ事なく亦汽罐に空氣の漏れが無く、技術が熟練すれば、煙道瓦斯中の炭酸瓦斯を一五%に上げてても殆んど煙が出ず重い負荷にも堪え得る、之等の原理は汽罐は勿論大小各種の爐、窯及釜等に至る迄少し火層の構成に工夫すれば不經濟なる濃煙を出さず、石炭を節約し得る次第なり。

#### ホ、帶別給炭法（分焚）

石炭と煉炭、無煙炭、コークス等の如き燃焼の速度の著しく異なる物と一所に焚く場合には混合せし分焚を行ふ方が良好なり、此の方法中縦分焚とランカシヤコルニツシユの様な爐格の細長い罐、横分焚横置は多管式の如き爐格の四角いものを使用され、中分焚の爐格の丸い小さな堅型罐の如き罐に用らるゝ、何れも無煙燃料は爐内でも特に高温部を選んで成る可く薄く長く撒く事に依つて燃焼を促進させ、有煙燃料は出來る丈厚手に、而も揮發分

が完全燃焼し易い位置に投炭して急激な乾溜を抑へて煙を消すものにして、勿論兩者の投炭時期は變へなくてはならぬ、此の焚方に依れば兩者の燃焼速度が良く揃つて均等に燃えコークス丈が燃え残つて灰滓に混ざる事もなく互に燃焼を助けて重い負荷にも堪える次第なり

#### ヘ、直線式給炭法（筋焚）

火床の幅が廣くて奥行の浅い四角な場合に使ふ方法で爐格を數條に分割して交互に畝の様に投炭するスコップを傾けてコバから石炭を注ぐと良い石炭を積んで有るから投炭分は少し宛出て之が谷から入れる空氣と混合し、隣の火の山の熱で燃えて了ふ、従つて煙が良く消へる、畝の數は多くすると谷が埋まるから、二本か三本位が良い山は高い程煙がよく燃焼し、その効率も高し。

#### ト、乾溜式給炭法（乾溜焚、焙炭式）

石炭を乾溜せしめつゝ焚焼せしめる方法である、此の方法はその燃焼率の低い要求の場合の特殊の焚方なり。

以上大體改良せる各種焚方に付詳述したるも、要は石炭の燃焼効果の點より検討するときは、粘結性亦クリンカー質のものと熱効果に對する悪影響を完全に防止し得るのみならず、却て効率を向上し得る次第なり、然らば次に手焚に於ける注意事項に詳述せん。

#### 一、火層の構成上の注意

#### 二、覗穴を設ける

三、火層は厚焚にせざる事薄焚を原則として厚焚せざる事が肝要である。厚焚は、イ、通風を害し、ロ、燃焼量

を減じ、ハ、クリンカーの生成を多からしめ、ニ、不完全燃焼を伴ふ事

#### 四、火層の整理

五、投炭量は出量にし投炭時隔を正確にする事

六、石炭の大きさ及水分に注意する事

#### 七、通風の調節

八、煙道ガス中の炭酸ガスの量を適度に保つ事

九、煤煙の濃度を観察する事

十、罐替操作に注意する事

十一、埋火は完全に行ふ事

十二、クリンカー生成の防止に努める事

#### イ、厚焚きせざる事

ロ、火層に厚薄の場所を作らざる事

ハ、煖と灰とを混合せしめざる事

ニ、一回の投炭量を少量にする事

ホ、アツシユピットにて石炭を燃焼せしめぬ事

ヘ、適當なる配合炭を使用せぬ事

ストーカ焚火に關して、機械によつて投炭せらるゝ點のみ機械的にして、矢張り手焚と同様調整給氣と均衡を得せしめ有

效に燃焼せしめざる可らず、手焚以上に燃焼知識と機械の手入を必要とす。

ストーカの種類は給炭の形式に依つて異なるが分類すれば次の如し。

#### 一、撒布式ストーカ

給炭法は撒布式と交互式とあり、給炭は連続式と間歇式とある、此の種のストーカは手焚様式を機械化したるも

のにして注意條項次の如し

#### イ、ストーカの機械點檢

ロ、火層の構成の調査

ハ、火層の手入

ニ、ロッドの變動に對し餘裕を與へる事

ホ、煙道の構造並通風の注意

ヘ、石炭のサイズ並水分の注意

ト、煙道烟路に灰の掃除を行なふ事

チ、常に煙道瓦斯の檢定を行い調節をなす事

#### 二、移動式火床式ストーカ焚——(注意事項)

イ、燃焼量の調整——負荷の變動によつて燃焼量の調整を的確に行ふ事此が調整は、

#### 1、炭厚の厚さ

#### 2、火床の速度

3. 通風の調節等の均衡を保つ事

- ロ、火層全體を均一に燃焼せしめる事
  - ハ、燃焼速度の遅い石炭、微粉の多い石炭は燃焼速度の速いもの或粗悪炭に比し概して薄焚とする事
  - ニ、ホッパー内の石炭は荒目のものと細かいものと均一に混合する事
  - ホ、細粉の多い石炭はリットリングの量が増加するから適度の濕分を均一に保持する事
  - ヘ、石炭のサイズに著しき相違の使用を避ける事
  - ト、未燃焼炭と生の石炭とよく混合使用する事
  - チ、爐格の移動の調整
  - リ、通風の均一化
  - ヌ、燃焼室の構造の調整
  - ル、爐格と爐壁との間隙からの侵入空氣の防止
  - ヲ、クリンカーの除去並灰滓の排除を徐々になす事
  - ワ、過剰空氣の防止二次空氣量の調節
  - カ、燃焼効率に適應する炭層の厚さ火床の速度通風の調整並廢瓦斯の分析檢定
  - コ、加熱空氣を使用する場合その加熱度に留意する事
- 三、上込式ストーカー焚（注意事項）
- イ、石炭は爐格の上方から供給し乾餾過程を経て燃焼せしむ

ロ、火層の調整（微粉の多い石炭は特に火層の調整に注意）

ハ、灰の排除を徐々に行なふ事

ニ、通風の調整

ホ、燃焼率に順應して爐格面積の調整

ヘ、長焰短焰は火層、厚薄、二次空氣によつて調整する

ト、クリンカー除去

四、下込式ストーカー（注意事項次の如し）

イ、送風通風の調節

ロ、石炭のサイズの均一化

ハ、強粘性並灰の融點の低いものに對しては此式は焚焼困難弱粘性が適當に不粘性は火層の構成に困難

ニ、送炭量に對する送風機とダンパートの開度を研究して標準操作をなす事

ホ、ガス分析を行なつて（O<sub>2</sub>が12%以上で無煙なれば此の標準が正しいのであるからガス分析を以て正しき指針た

らしめる事

ヘ、ロードの變化は送炭量に依つて調節する事

ト、クリンカーの防止

チ、火層は攪拌を避け自然に焚くを可とす

リ、クリンカー亦是多量の灰は、クリンカー、デツキに積堆せしめ冷却せるのみを出し一時に灰滓を爐外に出さざる



事

ヌ、通風の均等を計り、第二次空気の調節を計る  
ル、煙突の煤掃除をなす事

以上焚燒方法の各部門に亘り論述せり。要は石炭の燃焼効率の大小は石炭自體の炭質に依るものに非ずして燃料設備の改良改善、焚燒操作の合理的、科學的技術の熟練化、操業管理の検討等に依つて燃焼効果を100%に迄向上せしめ得るものなり。

### 第三章 石炭の炭質と燃焼熱効率との關係

石炭の炭種を大別すると次の如し

一、亞炭(樹炭、炭質亞炭)

二、褐色(不凝結、凝結)

三、瀝青炭(凝結、不粘結、稍粘結、弱粘結(普通粘結) 強粘結、半無焰、無焰(燭石))

筆者は亞炭を除く炭種の炭と焚燒上の熱効率の關係を概説せんとす、便宜上各成分別に説明せんとす。

一、濕分——石炭に附着して居る水分中機械的に附着せる水分にして常溫に於て乾燥するものを濕分は或は附着水分と云ふ。

濕分と熱効率の關係——濕分の多い石炭を使用する事は燃焼状態を悪化せしむ、熱効率を降下せしむが亦逆に手焚等に於ては乾燥し過ぎた粉炭は燃焼せしめ難いものがある、即ち適度の濕分七八%程度もたせた方が焚燒を容易にし效果的の場合が多い。

二、固有水分——石炭中の濕分を除けたるものを攝氏100度—120度で一時間加熱した時の減量を水分或は固有水分と云ひ乾溜又は燃焼した時に初めて水となるものを化合水分と稱す。

固有水分は石炭固有の性質として石炭均一組成中に常に含有する水分の事にして平均四%以上のものは殆んど不粘結性炭、五%以下のものは殆んど粘結成炭なる事は常識的に斷定して大差なし。

固有水分と熱効率の關係——

固有水分二、五%以上の炭種(褐炭や物炭(不粘結性)弱粘結炭)之等の水分は、燃焼の際に蒸氣に變ずる爲に潜熱として熱量損失をなすが、然しその熱損失は眞の熱損失に非ず、即ち未完全燃焼には前章來より論述せる如く、三段の作業を経過せざればその完全を期し難し、即ち第一第二乾燥、乾溜及燃焼である、即ち燃焼は揮發物燃焼と固定炭素燃焼として前述の固有水分が變化して水蒸氣となりて、之れが供給せられる。

空氣を豫熱せしめ、且その空氣と水蒸氣と混合して固定炭素の燃焼(炭素氣化)酸化せしむを促進せしめるものにして、燃焼經過の第一たる乾燥過程は燃焼効果の第一準備過程、即ち熱効率より見ると第二義的たり亦化合して分離せず燃焼中に生ずる化合水分(水蒸氣)となる、即ち石炭中の酸素は50.00—60.00迄に大部分H<sub>2</sub>O<sub>2</sub>、CO<sub>2</sub>と水分は揮發物ものにして、之等の瓦斯は豫熱せられたる空氣と共に炭素が氣化して生じたるH<sub>2</sub>O<sub>2</sub>に加わりCOは燃焼し他に排出せられるものにして、此際特に注意を要する事は炭酸瓦斯や水蒸氣の排出せられるとき煙道瓦斯溫度に對應する熱量を持つて排出せられる事なり。然し此等酸素亦水分の多き炭種は多くは若い炭化の石炭にして燃焼速度が早く(火付早し)負荷の大なる汽罐に對し適性の炭種なり、普通の汽罐用としてオーバーロードに對する、特殊炭として必要炭たり。

即ち汽爐の火格子上の急速燃焼は即ち火付早く且燃え易く長焰にして粘結度は不粘結亦弱粘結（凝結物の褐炭瀝青炭、汚物）並準汚物（弱粘結炭）程度を具備すれば可なり。即蒸氣亦汽罐炭と稱せらる、然るに此等の炭種（特に汚物並準汚物）に於ては前述の如く炭化若き爲無灰分に換算しての總發熱量低く（粘結性炭半無煙質炭に比較して）平均 unitical 7600cal—7500cal程度なり。

然し急速燃焼に適合せる特異的炭種（準汚物汚物）の燃料的價値はその本來の炭質上の綜合價値（急速燃焼）その含有灰分の低きにあり。同一含有灰分状態の不粘結性炭種と粘結性炭種との燃料的價値に於て全く同一程度なり。尙此の炭種は現今低温乾燥原料炭瓦斯原料炭として將亦粘結性炭無焰炭等の混合配合炭として、萬能的に利用されつゝあり、その利用範圍は大なり。宜なるかな偉大なり汚物炭よ、一層の出發を祈る次第なり。

三、揮發分——石炭中前述の水分を除いたるものを攝氏九五〇度で加熱し、七分間に發生したる瓦斯分を揮發分と稱すその主成分は炭化水素たり、此の揮發分は炭種に依つて異なるが本邦に於ては有煙炭は普通三五%より四五%程度たり、揮發分の多い炭種長焰にして燃焼も早し、揮發分少なきもの即ち普通薪比一より四迄は粘結性炭にし、四以上は無煙炭種なり。

然らば薪比一より四迄での炭種、即ち粘結性炭種と熱効率に付き論述せん。抑々此の程度の薪比を有する炭種は炭化度の進みたる炭種にして、即ち褐炭の如き或は汚物の如き揮發分多く不粘結性炭より段々炭化が進み、弱粘結性より中瀝青炭となり、高度瀝青炭（強粘結性）となる。水素と酸素の配置、状態は高度瀝青炭に於て最も水素多く酸素少なく（揮發分は炭化に従つて減少す）それより炭化が尙進みて半無焰炭無焰炭等となる、即ち揮發分一層減少す薪比四以上となる。

即ちその粘結度の内高度瀝青炭なり、強粘結性は勿論骸炭製造原料炭なれば即ち直接熱源原料たり故に間接熱源たる動力源炭種の粘結性炭種に付きその熱効率の關係を論述せん。

粘結性と熱効率の關係——強粘結炭を除くところの粘結性炭は一般焚燒用として歡迎さる。即ち此の種の粘結状態の炭は熱量を出し適當の揮發分を有す、汽罐炭或は一般焚燒炭として使用さる。

イ、發熱量高く

ロ、粘結して未燃焼炭として火格子上の間隙より落下せず（適度の粘結度）

ハ、揮發分（不粘結炭と比較して）少なく短焰

ニ、負荷の軽いものに適し

ホ、不粘結炭と配合炭として價値

ヘ、緩慢燃焼（一定溫度に長く持續）

ト、骸炭原原配分炭或は瓦斯適用炭等としての燃料としての價値

以上の如き熱効率に對する高度の好條件を有するものにして、區々たる燃焼中の粘結による通風の妨害、或は通風調整中一時的爐内溫度の低下による熱損失等は充分科學的合理的焚燒操作によつて百%防止が出来るものなるは前述の通り也。

高度粘結度を持つ炭種以外の粘結炭の持つ粘結度、凝結度はむしろ一般炭亦汽罐用炭として絶對必要なる炭質上の要素たり。

即ち、此の種の價値は、熱量的並その粘結度、凝固度に於て絶對價値あるものにして、粘結する事によつて、毫も熱効率を降下する事なし、即ち充分に燃焼上科學的、合理的、操作によつて補正し得るを以てなり。

熱比C/V	粘 結 度
1.0以下	不 粘 結 性
1.0前後	微 粘 結 性
1.0-1.2	粘 結 性
1.3-1.4	強粘結力擴張性
1.5-1.7	大 粘 結 性
1.8-2.5	小 粘 結 性
2.6-3.0	粘 結 性
3.0-4.0	微 粘 結 性
4.0以上	不 粘 結 性

四、固定炭素——工業分析上石炭の水分、揮發分、灰分を除いた殘留物を固定炭素と稱す、石炭の主成分をなすものにして、炭素の發熱量は883Calとして、その多寡は一般に石炭の發熱量と密接なる關係を有するものなり。

石炭を爐格上で焚燒する際に揮發分が發生した後に殘留する燼は、即ち此の固定炭は炭素の外に少量の水素、酸素、窒素、硫黄を含有す、而して窒素は炭素と化合して窒化炭素(CN)<sub>2</sub>、硫黄は炭素と化合して、硫化炭素(CS)<sub>2</sub>となる、即ち固定炭素は乾溜溫度300°Cで分離せずして固定し、炭素に富む、水素、酸素、窒素、及硫黄の化合物に

して、粘結性と不粘結性とあり、然し此の固定炭素の性質は通氣の如熱速度(乾溜溫度)などに依つて異なるものなり。即ち亞炭、褐炭、瀝青炭、無煙炭の順序に内部組織が緻密になつてゐる、故に同一溫度で乾溜した、骸炭の固定炭素も亦此の順序に比熱は増加して、化學的反應性を減少す、亦乾溜溫度が重くなればなる程固定炭素の化學的反應性は減少す。

此の項に於て新比四以上の無煙炭に關し少し論述を試みん。

無煙炭の生成——地質古生代又は中生代の瀝青炭から徐々に炭化せられた質のものと、火山岩の突入に依つて地質三紀代の褐炭又は瀝青炭から急速に變質したものとのある。但し徐々に出來た無煙炭と急速に出來た無煙炭とは、化學的性質に差異はないが、急速に出來た無煙炭には靱強性のものが少ない。

燼石の意義——無煙炭よりも高溫度の岩熱作用を受けて無煙炭中に(ハシリ)骸炭を生せしものを燼石と云ふ、即ち燼飛性は即ち、急熱によつて燼石各部の氣孔殊に密閉氣孔中に在る吸蔵瓦斯が噴出する爲に燼飛す。故に無煙炭中燼飛せざるものを無煙炭と稱し、燼飛なすものを燼石とせり。

固定炭素と熱効率——結局粘結性と不粘結性質の完全燃焼如何にあるか此等の事項に關しては前述に詳述せるにより略す。即ち熱効率は充分科學的合理的操作に依つて、増進し得るによる。

五、灰分——石炭中の灰分——成因植物の礦物質から傳來せる遺傳灰分と、泥炭時代又は其の後に浸入又は沈澱せる生成灰分とある、後生灰分は主に泥炭時代に泥水から沈澱した粘土である、一部分は泥炭時代又は石炭と成りし後に、水から分離した黃鐵礦、白鐵礦、磁硫鐵礦等の硫化鐵、方解石、鐵白雲石、石膏等である。

但し硫化鐵は銅の金等の複鹽又は固溶體を含有する事がある、而して泥炭時代に浸入せし灰分量は、固定灰分の大

部分を占む、而して同一層の石炭の灰分量は部分的異なるが、その組成上の成分性質は何れも略同じなり。灰分の組成を總括的に述べらる。

- 1 珪酸物 (Al, Fe, Ca, Mg, 7 ほか)
- 2 硫化物 (Fe, Ca, Cu, Pb)
- 3 炭酸物 (Ca, Fe, Mg)
- 4 硫酸物 (Cu, Fe, Na, K)
- 5 酸化物 (Fe, Mn)
- 6 燐酸物 (Ca, Mg, Fe, Al)
- 7 各種酸化合物 (Al, Fe, Ca)
- 8 遊離物 (SiO<sub>2</sub>, As, Se, V)

等の化合物の一種或は數種の混合したるものなり。

灰分と熱効率との關係——石炭中に灰分の増加するに従つて、發熱量は減少する事は勿論の事なり。然らば此の灰分が石炭燃焼中に及ぼす影響を論述する前に灰分の組成中の成分に付き、その發熱量的價値を述べん。

硫黄は灰分中他の礦物と種々の形状をなして化合せるものにして、その發熱作用は即ち次の如し、硫黄一瓦原子が充分に酸素と化合するときは、71000 カロリーの熱を發す、即ち  $S + O_2 = SO_2 + 71000 \text{ Cal}$  故に硫黄一瓦は酸化して  $2215.6 \text{ Cal}$  の熱を生ず。即ち  $\frac{71000}{32.06} = 2215.6 \text{ Cal}$

硫化鐵の燃焼熱——硫黄が鐵と化合して、黄鐵礦となれるも白鐵礦に結晶するも何れにせよ、之を有する處の石炭

に充分の酸素を通して燃焼せしめると、硫化鐵は酸化して無水亞硫酸と第二酸化鐵に變更す。



故に此際に獨り硫黄の燃焼するのみに非ずして鐵も亦酸化して熱を生ずるものなり即ち下の如し



$$\frac{199400 \text{ Cal}}{2 \times 56} = 1689 \text{ Cal}$$

鐵の燃焼熱——鐵一瓦の酸化の爲め生ずるもの熱量は下の如し。

然るに黄鐵礦を分解する爲には或量の熱を要す。而して  $Fe_2S_3$  の構造熱は明かならざれば  $Fe_2O_3$  の構造熱は  $2,800 \text{ Cal}$

にして他の一原子の硫黄は單に之に附着して居るものとして、即ち  $2FeS_2 + 11O = 4SO_2 + Fe_2O_3$



硫黄ノ熱

鐵ノ燃焼熱

硫化鐵ノ構造熱

即ち黄鐵礦二瓦分子の充分なる酸化によつて  $485,800 \text{ Cal}$  の熱を生ず之を黄鐵礦二分子價  $240$  を以て除するとき、黄

鐵礦一瓦の發熱量は約  $1816 \text{ Cal}$  となす、即ち  $2(Fe + 2S) = 2S + 2 \times 32 = 2 \times 1816 \text{ Cal}$  となす。

黄鐵鐵の不完全燃焼——空氣の流通自在にして高熱なるときは、黄鐵鐵は充分に酸化して前述の如き、作用を生ずると雖も、爐の構造不完全にして高熱を出すに便らざるか、亦酸素の流通不充分なときは黄鐵鐵中の硫黄の全部は燃焼せずして尙硫化鐵として殘留す。即ち  $FeS_2 + O_2 = FeS + SO_2$

即ち此の際には黄鐵鐵一瓦分子の燃焼より生ずる成生熱は  $71000$  カロリーなり又黄鐵鐵一瓦の發熱量は、

$$\frac{71000 \text{ Cal}}{56 \times (2 \times 32)} = 599 \text{ Cal} \text{ となす、又酸素を併せずして黄鐵鐵を熱するときは下式によつて分裂す。 } FeS_2 = FeS + S$$

斯くの如く灰分組成中の物質中相當高き熱量を發すものもある。然らば灰分の熱効率に及ぼす影響を述べん。

#### 灰分と熱効率の關係

有利なる事項

- イ、灰分中にも相當高き熱量有する成分ある事。
- ロ、灰分が多ければ水分が少なくなる（硬炭は水分多くなる）
- ハ、燃焼の場合に火床上に燃えつゝある燃焼物を火格子下に落つるを防止す。
- ニ、 $\text{CaO}$ は乾留の際傳熱を助ける爲に粘結を形成し、 $\text{FeO}$ 、 $\text{Fe}_2\text{O}_3$ 又は、 $\text{Fe}_2\text{S}_3$ が熔けて燐炭を固くする事がある不利な事項

イ、灰分量は石炭の發熱量を減し、石炭としての價値を低下せしめる。

ロ、灰分の除去、石炭の運搬、積卸その他の取扱に無益なる費用を要す。

ニ、燃焼效果に悪影響を及ぼす（但し此事項は焚燒操作に依つて充分合理的科學的に熱効率の増進を計り得）

即ち灰分の熱効率に及ぼす悪影響（灰分のクリーンカーを含む）は充分に前章にて詳述せる如く防止し得るものにして含有灰分相當量の發熱量程度の熱効率は勿論發揮し得るものにして、むしろ灰分の組成中の高熱量を出す成分の多い場合は、それ以上の發熱量を出し得る事もある、即ち灰分の増大する事に依つて相對的に發熱量の降下は勿論にして灰分の熱効率を及ぼす影響に決して等比數的に熱效果の降下をなすものに非ずして、焚燒法の科學的、合理的操業、或はその灰分量に適應せる設備改良等によつて、むしろ熱効率を百分に増進し得るものなり、前章に論述せる如く微粉炭燃焼装置等に依る場合はむしろ5000カロリー以下3000℃程度のものでても充分熱効率を發揮出来る次第にして、此等の装置はかへつて良炭よりも好結果をもたらすものなり、即ち5000カロリーより4000カロリーの

炭種は一種の適性炭として重視せられるものなり。

六、發熱量——石炭の發熱量は石炭價値を決定する基準をなすものにして、此の發熱量は熱量計（精密なるベックマン熱量計）を以て測定するのであるが、此の發熱量の表示法に二様あり、其の一つは總發熱量と云ひ、石炭の燃焼の際を發生した水蒸氣を持つてゐる熱量も加はつて居るものなるが、他の一つは眞發熱量（有效發熱量）と云つて、此の水蒸氣の持つて居る熱を差引いたものなり、我が國ではカロリーと云へば前者の總發熱量で云ひ表してゐる。

#### 第四章 結 論

以上論述せる事を要約すれば次の如し

- 一、焚燒上の熱効率は特殊炭（亞炭強度粘結度）を除く各炭種別に適應せる装置並科學的合理的操作によつて充分その短を補ひ、長所を活用し以て標準燃焼效果以上の熱効率の増進をなし得。
- 二、粘結する爲（骸炭原料炭を除く）或は灰分の増加に依る焚燒上の熱効率は合理的科學的に焚燒上の操作或適應せしむる装置等によつて低下せられる事なし。
- 三、缺點多き石炭（5000カロリー以下3000カロリー程度の粗悪炭）も必ず大なり小なり長所を有するが故に、捨てるべきに非ず。假へば微粉炭燃焼装置（最低3000℃程度のも使用し得）にて樂々低品位炭を利用し得るものなり（但し生炭地より近距離を經濟的なりとす）
- 四、汚物並準汚物（不粘結）の燃料的價値は熱量的價値許りでなく、その享有する炭質上の綜合的價値の特異性
- 五、熱効率と焚燒上操作並装置は不可分の關係にあり。
- 六、時代を経るに従つて、燃焼装置並焚燒操作法が改良改善せられ近時、その負荷別に亦用度別に高度の熱効率化し、

# 石炭對策座談會

—【前號より續き】—

武内本社専務取締役も出席



(下開要者可る部除く)

—(武内本社専務取締役)・石炭對策座談會—

## 出席者 (イロハ順)

- 日本製鐵八幡製鐵所製鐵部長理事 伊能 泰治氏
  - 日本石炭 岩松支店長理事 四方田 茂氏
  - 互助會 石炭 事務取締役 武内 禮藏氏
  - 明治 礦業 事務取締役 小西 春雄氏
  - 日産化學工業連買 礦業所副所長參事 小南 不二男氏
  - 福岡 礦山監督局 監理 部長 下河邊 良氏
- 【福日側】
- 松尾副總務、秋根經濟部長、
  - 藤原八幡、柏田若松兩支局長
  - 伊集院、北尻兩記者等

【四方田氏】 今まで手續をしてきたとしても業者の方で慣れたいという慣れつことなれ

無駄の排除をせられてゐる。

七、一般炭（強粘結性を除く汽罐用炭並一般焚焼用炭必要程度の粘結度炭並不粘結、半無焰炭）と骸用原料炭（強粘結性炭）無煙炭並燐石の炭質上の限界。

以上要點を羅列せるも要は石炭焚焼を上手に無駄なく使ふ計りでなく、蒸氣を絶対に漏さず、冷さずドレインの回收をなし、煙道ガスの廢熱の利用並回收煙突より濃厚なる黑煙の立昇らせしめざる様等が熱效率の第一義要諦が如何に節約されつゝあるか（換言すれば増産）將亦如何に高度の燃料報國のなしつゝあるかを生産者たる我等石炭育ての親たる我勇士の吾人の喜びとするところなり。稼業上最も複雑にして特異性のある炭礦業者は尊き英靈に恭んで衷心敬意と、忠勇義烈の御苦勞に日々滿腔の感謝をなしつゝ、日夜營々と休む事なく増産へ増産、品位の向上へと將亦健全なる炭礦の向上發達へ一途邁進しつゝあり、然而炭礦職員全員舉つて總親和總努力の意氣を以て大東亞新秩序の建設の一翼とし光榮ある使命遂行に邁進せん事を期す。



ば段々よくなると思ひます。

【福日側】 一歩進んでさういふ厄介なことをせず、共同販賣したら――

【四方田氏】 それは非常にいいと思ふが、第一案だつたがそれがいけないといふので今の制度になつたが、今政府の方でも炭礦の方でも……

【福日側】 地方的には價格の區分がありますね、あれは何といひますか、品質とか運賃關係とかさういふものをひつくるめて同一の市場で大體の價格を統一するといふさういふ建前から……おつくりになつてゐると思ひますが、なんか北海道の炭價が割合有利だと言ひますが、何かさういふ關係から起つてゐるのぢやないのですか。

【四方田氏】 それは今までの自由經濟時代は地理的に不利な所のは安かつた、例へば九州では販賣中央市場に出廻るのに筑豊炭とか粕屋炭とかは長崎方面の炭價に比べて高い、それは大阪方面に持つて行くのに粕屋から博多に出して、博多から大阪に持つて行く運賃と、長崎か

ら大阪へ持つて行く運賃の差があつた、その差がどうしても同じに賣らなければ競争出来ないから……さうするとやはり博多方面のものは若松方面のよりも運賃の差だけ安かつたわけですが、それを今度プール準値段にしたために博多で船に乗る値段も、若松で乗る値段も北海道で乗る値段も皆一緒になる、北海道は非常に遠かつたために今まで不利だつた、それが有利に出廻るやうになつた、北海道が有利になつたわけですが

【福日側】 北海道が非常に増産するといふのは價格の關係も多少ありはしないかと思ひますが……

【四方田氏】 それはあります、それで今までは地理的に非常に恵まれない所はそれだけ勉強しなければならなかつた、それが今度はなくなつた。

【下河邊氏】 今年山元に行つて話しを聞くともうも困つてゐる。元氣がない、くたびれてゐる、働いても目標がないといふので……今年の成績はまあ相當去年に比べて上つた、十五年度は上つたが、十六年度は相當行きつまつて

るますね、今その原因はどこにあるかといふと増産する

ためにはどういふ障礙を取除いて、どういふことをすればいいかといふことは武内さんや小西さんがお出でになつてゐるが、これはやはり炭價も問題が一番主になつてゐるらしいですね。

【小西氏】 私もやはり炭價の問題と思ふ。

【武内氏】 赤字が出る、損をするといふ事になれば勢ひさうなる。

【下河邊氏】 どうも元氣がない、炭價が上れば……

【小西氏】 これは昇給にしてもボーナスにしても影響しますよ、現に十二月も影響したんですね。

【下河邊氏】 炭價が上れば増産になるといふ……

【小西氏】 みんなさういはずればいれどもそこは難しい、併し安心して仕事ができる。

【四方田氏】 補助金では、政府では突つかい棒は何時でも外さないといふけれども、そこには不安がある。

【武内氏】 來年の仕事はどうなるか、今のやうでは……そ

こに適正炭價を……

【下河邊氏】 非常に消極的に計畫を樹てゐる、到底計畫通りに行くかどうか心配です、十六年度はこれならばどんな對策をしたらいいかといふことが問題になると思ふ本省でも知つてゐるだらうと思ふのです、けれども併しどういふ對策を樹て、やられるのか……

【小西氏】 その間の消息は私共の方でお話しますと努力は例へば九月には何人來る、補充ができるかと豫定してゐると、實際は十一月になり、十二月になり一月になつて來るのは來ますが、その期間が三、四日間遅れてゐる、さういふことで最初九月に來るものとして、出炭計畫をやつてゐる、手続きをして居つたが齟齬を來した、増産その他總てのことについて昨年の苦しい經驗から積極的な計畫は樹てられんと思ふ。

【下河邊氏】 それでは早く手続きをなさればいいだらうと思ひますがね。

【小西氏】 それがです、朝鮮總督府では七月と言つてゐた

のが七月手続したやつが七月八月……十二月に入りまじたがね、この間東京で今お話したんだがさういふ例があるのです。

【下河邊氏】だから努力問題でも非常に消極的ですね、去年の體驗からもつと甚だしくなるだらう、といふ先入感がある、政府としては積極的になつて、來てをりますが、鮮人の方は……

【武内氏】鮮人にしても申請しただけでなく募集費一切で七十五圓乃至百圓使つてをる。

【小西氏】百圓は掛る。

【武内氏】ところが鮮人を二百人入れれば、少くとも出炭が二千噸は膨脹する經濟の建前で入れました。

ところが鮮人を入れるのに一人百圓以上の募集費を掛けで來た者が一、二、三ヶ月迄は募集政策で仕事のできん者でも相當の賃金を支給してやつてゐるが四ヶ月になると殆ど二〇%から三〇%は逃げる、結局四〇%しか残つてゐない、六〇%は逃げて四〇%しか残つてをらぬ、努力

費に金は出した、仕事に馴れて來ると逃げる、そのため金は出したわ、人間は逃げたわといふことで出炭計畫は狂つた、これでは元氣が出ませんよ。

【福日側】全般的に産業界の氣魄といふものが多少落ちてはゐませんか、石炭の方でもさういへるのではないですか。

【小西氏】どうもさうですね、全體的に弛緩してゐる。

【武内氏】弛緩すべきだと思ふ。あらゆることに摩擦混亂がきて不利なことばかりなものですからさうなると思ひます、或る程度年百年中一生懸命になつてもさうなつて來ますよ。

【福日側】それで結局石炭増産するにはどうしたらいいかといふことで、どなたか纏めて……

【武内氏】私が纏めるわけではないが、今日は生産者以外に製鐵所から需用家として伊能さんも御列席下さいまし、たし、生産者と需用家の石炭問題に對する信念に幾分違ふところがあるから、かういふことは今後とも石炭は生

産者だけでなく、需用者ともかういふ座談會をさせて下さむ互に意見交換ができるやうにしたがいと思ひます伊能さんの、さつきの需要者の建前としてのお話は條理止貫した御尤もな御意見でありました、しかしさつき申しましたやうに、國情によつては或る場合は麥飯も喰はなければならぬ、外米も喰はなければならぬ、大きな見地から見てもさつきのお話の中に取りました炭礦經營の整理統合生産の重點主義も良質の石炭をうんと出すやうにするといふことは、これは國民として誰も反對はないだらうと思ひます、そういふことは理想的な結構なことだと思ひますが、我が國の石炭生産には非常な困難があるやうに思ひます、なぜならば我が國の國情としては、

そこまで行き着いてゐない、それならば損してでも行き着かれるだけの、ある程度見透しのついた重點主義を積極的に行つたならばいふぢやないかといふ議論が出はせんかと思ひますが現在では私共でも二百餘坑もある、我國には、七百も八百も炭礦があります。八百もある炭礦

を皆生かしておき乍ら重點主義をとる、この山は炭がいからといふので努力をやらうといふのが現在政府が行ひつゝある重點主義である、これは一面から見れば合理的で結構だと思ひますが、いつかもお役所でお話しましたが、ものには順序がある、社會組織といふものは必ずしも理想的にできてゐない、そこに重點主義の困難があると思ふ。

今生産費一噸當りの投資は三十圓乃至三十五圓かゝるといふことは、商工省も認めてゐる、一噸に對する投資がそれならば、現在カローリーの低い、生産費の高い石炭を出してゐるものが、我が國の全出炭の二〇%あるとしますか、さうすれば二〇%あるものは、やはり資材も貴はなければならぬ、重點主義でいふものを出すといふのは理想的であります、それならば假りに二千萬噸の生産費の高い炭質の悪い山がある、これを優良炭に轉化させるにはどういふ方法をとるべきかが先決問題ではないかと思ふ、それは一千萬噸にしても之に對する投資金と



いふものは、三億乃至三億五千萬圓は要すると思ひますね整理するとしてそれならば國家は徐ろに計畫を樹て、重點主義を徹底した建前からしてつまり三億圓乃至三億五千萬圓出して一千萬圓の不合理な生産的なものを整理するといふ決心を以て一方重點主義のおかる、山を次々に擴張せまして一つ毎に、或ひは三つ毎に事業場が出来たならば次々に優良炭なり、經濟炭なりを出すといふことにすれば滿三年間位に一年に一億圓位の事業整理の金を出したらよいと思ふ、さうすれば五千カローラから五千カローラといふやうな比較的悪質の石炭を出してゐるものが、一方優良炭の方に準備ができた場合、その山を廢して次の山に持つて行く、要するにさういふ生産的なものは重點主義を徹底するために國家が補償する形で買取る形にする、それなれば仕事は全面的にやらしにおいて自然と整理する山を決めて業者にも金の借入先にも迷惑をかけんで済む、國家の目的とする重點をおいた方に次々に資材も勞力も持つて行かせるといふ一貫し

た重點主義を執られるならば、これは結構だと思ふ。今ではいふ炭を出しても、悪い炭を出してもまだ需給には一致しないといふ時に重點主義、重點主義と言はれても社會組織上、又國家的に見て整理できるものではないと思ふ、統合整理といふものは困難である、やはり積極的に今日百億を越える大豫算を計上してゐる際だから、國家が重點主義を行ふやうに一貫した政策を採らうと思ふならば、三億や三億五千位の金を三年間に出すことは餘り大した問題ではないと思ふ、現在は全部に仕事をさせておきながら、我々事業家からいへば、不經濟的なり不合理なことをお考へになつてゐる、生産方面においては、現在決してさうまで餘裕のある國情ではないと思ひます。

【福日側】 悪質炭を出さなくするといふことは難しい問題ですね。

【四方田氏】 それは難しい。

【武内氏】 併しそれまで行かなければいけない、國家が悪質炭を絶對なくするといふことはできないから、國家が優良炭に重點主義をおくことになればいいわけで、同じやるならば毎年一億圓位出して重點をおく山の事業を擴張させ、一方では整理しなければならぬ。不經濟な山品位はよくても生産費の澤山かゝる山はどこから見ても國家の損であるから、必らずしも悪質炭の山に限定しなくても生産費の非常にかゝつて經濟のあはんものは國家が買取るといふことにすればいい、事業の重點主義は私共も主張してゐる。

【福日側】 それは避け難いやうですね。

【武内氏】 軍需、日鐵、日發、鐵道、バンカー、かういふものには重點主義の現状から優先的に配給する、これが必要は伊能さんの御意見のやうに適合する石炭を優先的

に取る、さうした後のその他の諸産業は生産者と提携して例へば製鋼會社ならば、その石炭の半分は優先的に自分の山に来るやうに山と提携してやつてくれるといふことになれば、炭礦の金融は餘程よくなる、現在の情勢では大手である會社や事業家はいいが、我々小中業者に對する金融の道といふものは斷ち切られた、これは増産を第一に阻害してゐる、金融のつかぬ原因もそこにある。

【本社側】 興業銀行あたりは強制融資とかの手もあるやうですから、互助會とか西部石炭とかへ融資するやうになさつたら。

【武内氏】 それは出来ませんね、銀行も商賣だから貸したら利率の低い位は我慢しませうが……

【福日側】 さうですかね、それで従來の金融關係に復活させることは難しいかも知れませんね。

【武内氏】 重點主義を行ふ事業家として、國家は他の産業や石炭産業には手を出さなくても、需要家と供給家は相携へて増産をやることにならねばなかく難しいと思ふ

それについては優先的に軍需、日發、日鐵、鐵道、パンカーといふものに對しては取つていくと思ふ、その他は石炭によつて自分の會社を經營し、製品を造るセメントでも肥料でも、總て石炭によつて制限を受けるものは出来るだけ石炭生産者と手を握つて援助して自分の事業をやつて行く、生産者に手を伸ばすといふことになれば非常に生産者は助かると思ふ。

【小西氏】日鐵の工場には優先的にいきますか。

【伊能氏】殆ど全部来て居りますね。

【小西氏】製鐵所では色々鐵を拵へられるにしても、自分の炭礦から日鐵工場の方に優先的にやらうと思つてもやれんでせう。

【伊能氏】やれません。

【小西氏】だから日發とか特殊國策會社ならばいいが一般需要家は非常に不安を持つてゐる、自分で事業を起して自分の所の山の奴を使ふことを許されない情勢にある。

【武内氏】優先権は與へる。

【四方田氏】併し許可を得なければならぬ。

【武内氏】それが根本的に今の通りでよかつたら國家として必要なものは事業家に與へて、その他のものは石炭を必要によつてその會社を經營するものと相提携して増産するやうにしたらいいと思ふが、今はさうなつてゐない、制限を受けるから金融をしないといふことになつてゐる、今のまゝではとてもいいかない。

私共が昨年から主張したやうに國家的に最も必要な需要家から石炭を取れ、かういふ意見です、その他の産業は自分の山も立ち行くやうにして行く、そしてその石炭に據る需要家と相提携してこそ初めて増産が出来るのではないか、かういふことを申したいと思ひますね。

【福日側】日炭の買取価格を引上げるだけでは大手筋の今の經營に不安があるといふわけですか。

【小西氏】それは程度次第でせう(笑聲)

【福日側】どうすれば氣魄が回復し、どうすれば増産が出来るかといふことでせうが、さつき監理部長さんの仰し

やるやうに。

【武内氏】原因は幾つもありますから小南氏兎に角、係員でも礦夫でもさうですが使ひにくい世の中になつて來ました、移動防止とかで押へてはゐるが、うまく行かない礦夫でも却々使ひにくい時代になつて來ました。

もしさういふ方面を積極的にやつて軍隊的にさういふことを時々考へるのですが、鑛業立家といふ家族制度の方向にやるか、それと眞反對の方にやつて行くかといふのは大きな問題だと思ひますが、あなた方はどういふやうにお考へになりますか。

【下河邊氏】難しい問題でですね。

【小南氏】兎に角戦争の間に合はなければならぬ。

【下河邊氏】差當つて一番困つてゐるのは勞力の問題ですが、勿論色々事情はあるやうですが、勞力が非常に困つてゐる、勞務管理の問題が差當つて議論されてゐるやうですね。

【小南氏】兎に角炭礦の不況時代に比べるとみんなが勝手

のいふ状態になつてゐるそこに統制の困難がある

【武内氏】この事變發生以來勞働管理については勞役規則にせよ、或は總てのものにせよ、強化されてゐないと思ふが、これは非常に強化せずに、自由を與へておいて聖戰遂行が出来るならば無理に強化する必要はないと思ふが、鑛業法の勞役規則に礦夫が退坑する場合は十四日前に届出よといふことは、十年前に決まつた法規ですが、時局がこんなになつた場合には徵用令でも用ひようかといふことになるならば、今少し稼働者にも餘り自由を與へない範圍でやつて行くことが時局に即應すること、思ひます、何か勞働法規に對しては強化すべきではないかと思ひます。

このことは時局に即應すべき鑛業法や、勞役規則を時局をよく研究してもらつて根本的に……稼業者が退坑するときは退坑届けを出せといふことになつてをります、これは時局即應ではないと信じますから、厚生省に行つて次官大臣にも意見をいつてをります、それを餘程さ

ういふ點稼働者達に認識を興へ督勵してやるのが、現在の業者の義務ぢやないか、それは理論からいへば全くいふことはない、さうですがとも使いたくない、今の人は使いたくなくなったといふことが自然移動が自由に行はれる、或ひは職を變へるといふことが現實です

【福日側】 四方田さん、先程伊能さんから販賣價格の格付をもつと嚴重にやつて欲しいといふお話がありましたか……

【四方田氏】 買入値段といふことについて伊能さんがおつしやつたが、生産費に今までの販賣値段とか自肅値段といふものを加味して、そしてそれに品質を見まして、それを四つに分けて居ります、原料炭、ガス發生用炭地域的には宇部、常盤、筑豊炭さういふ風に種々な生産費とを加味して拵へ、それに生産費を割當て、個々別々に皆違つてゐるのです、販賣値段が今仰しやるやうに比較的高くて上級炭が安いやうです、下級炭を生産して居つた人が高く賣るやうになつてゐる、それで割合高い値段

で賃金を尊重してをります、それを一遍にどうかするといふ事が果して出来るかどうか

【福日側】 純利論的に引締めてやるといふ事はなかつたのですか。

【四方田氏】 政策的に販賣値段は上級炭をうんと高くする十三圓でしたか、製鐵業なんかの値段は上げなかつた、必要な外國炭なんか別に補償金を出してゐるんです、立て替へて出してゐるんですさういふ種々な政策が入つてゐるから……

【福日側】 これは石炭増産は直接生産の方は何でせうが、色々石炭について多少困難が起るとか、混乱が起るとかいふのは配給關係が今迄と全く變つて來て……

【四方田氏】 配給關係は大體において今までのルートは尊重して居ります、それは今まで日本石炭が出来る前は一手に買上げて一手に販賣する案があつた、それに對する方法には武内さんの仰つしやるのとすると、大手筋の言ふところとは違つて居つた。

さういふ風で大體において、今までの実績を、実績の流れを尊重して居つたのです、そのために初めの理想であつた地理的に販賣するとか、北海道炭は北海道方面に流し、常盤炭は關東の方にやる、九州炭はこれはこつちで喰止めるといふ理想は未だ行はれてゐないが、大體さういふ方針です。

【福日側】 販賣價格の格付といひますか等級がありますね、その再編成と言ひますが、再検討されるお考へは今の所ありませんか。

【武内氏】 それは今度出てゐます、今迄は個人で出したが私の方は炭礦の生産費の比較規格、さういふものを調べて提出する時期になつて居ります、十四日まで全經營者を集めまして違算のない話をして出したが今までは全個人々々でやつたために、纏まりがなかつた。

【福日側】 そのことではさきに伊能さんの仰しやつた官廳方面では單なる配給統制ではなくしても一步突つ込んで生産統制にまで行かなくては、當面の増産要求に應ずる

ことは出来ないのぢやないかといふことの御意見もあるやうに私伺つて居りますが如何ですか

【下河邊氏】 生産統制といふとどういふことですか、管理までやれといふのですか

【福日側】 さういふ意味をも含めて……

【下河邊氏】 さういふ意見は随分あるやうですがね。

【福日側】 あなたのお考へは……

【下河邊氏】 却々難しいのではないかと思ひますがね。

【福日側】 あなたの御立場として戰時需要に應ずるために増産を強行するために、どうしたらいいと思はれますか纏めて……

【下河邊氏】 まあ色々、さうですね、増産をやるとしましても結局先程から時々問題になつて居りましたが、恒久的の計畫を立てるか、或は緊急的對策で行くか、或は兩方どういふ程度で交ぜ合せて行くかといふ所に問題があると思ひますが、まあ恒久の對策としては色々あるだらうと思ひます、我々が今當面してゐる問題は監督局とし

この立場から考へると應急的な対策は早く立て、やつて貰ひたいと考へてゐる。

さうでないといふ十六年度の計畫が果して間に合ふやうに立て得るかどうか、ですからその対策を早く中央で決めることは、官廳で決めることは官廳で決めて山の方で立てることは山の方で立て、載いて實行して貰ひたいと思ひます。

【福日側】 統制を強化するといへば、山の方では多分に監督官廳に依存されることが多いのではないですか。

【下河邊氏】 さう思ひますね、先程から話があるやうに適正炭價の問題だとか或は中小炭礦の合同だとか、色々問題はあるだらうと思ひますが、さういふ問題を解決するに就ても恒久対策としてやる場合と應急対策としてやる方と少し變つて來るのではないかと思ひます。

【福日側】 恒久対策、緊急対策についても少し具體的に、

【下河邊氏】 イヤさう言はれると恥しくて言へませんが、(笑聲) 澤山居られるから、我々としては少し抽象的にな

その點からいふと今までの戦争中に山の經營が場當りであつたといふことはない、又需給の上から長い目から見れば炭礦業は決して悲觀すべきものではないと思ふ、その方と現在の國情がどうかとか。値段をどうすべきかとさういふ問題について……

【武内氏】 監理部長さんが言はれたやうに山の方が朗らかになつて、意氣が揚らなければ増産は困難と思ふ、全般的には石炭に對して無論生産業者の責任ではあるが、需要が冷淡過ぎると思ふ、石炭の採掘は國情としてこれはさつき話がありましたやうに、この國家産業と石炭といふものは、一面等しい立場にあるから、石炭の恩恵を受けなくて生活をしてゐる人はないと思ひます、炭礦の人が朗らかなるやうに、石炭を使ふ需要家——その人達が自己が石炭によつて製品をつくつて居る需要家から石炭を増産するにはどうするかといふ聲が出ない位ですから、山の方のものが苦しめられてゐるのに朗らかなるれと言はれても、ならんのは當り前ですね。(笑聲)

るだらうと思ひますが、もう少し鑛山の方の氣分が朗らかなつて、何といつても熱意の出るやうな対策を立て、貰へばそれが一番いゝのではないかと思ひます。

一言しますと……ですから炭價の問題もさういふ程度において炭價の問題とか、奨励金制度ですかそれらをどういふ方法でやつたらいいか知りませんが、兎に角山の方に期かさが甦つて來るやうにして貰ひたいと思ひます、それから労働とか資材とかの問題も緊急の問題としては非常に重要なんですが、これは解決しなければならぬ時に直面してゐると思ひます、これは内地から或る程度の出炭をすれば好むと好まないもないのではないかと思ひます、どうしても適當な方法が執られるのだらうと我々はさう思つて居りますね。

【四方田氏】 需給の關係でも戦争のために一時は景氣はよくなつても、後に不安があるにはあつた。

今度の戦争も現在の石炭の需要から見ても、關係から見ても今年には石炭の需要といふものは恒久的になつてゐるが、

【四方田氏】 大分なつては來て居りますね。

【武内氏】 石炭部長さん、昨日もあなたの所でお話したやうに我々の主張してゐる、重點主義——需要を重點的に——かういふことを覺悟しなさいと昨年末あれだけ云つておいても、やはり鮮鐵に炭が足りない、朝鮮に送らなければならぬ、我々にも負擔せよといふ話を受けても我々としては後向いてゐるはずで、國情がかうなつてゐるから云はれることは出來るだけは業者は努めねばならないが……

【福日側】 當局に要望なさることも手短かに……

【武内氏】 當局には長い間からねち込みました、人の問題でも早くから切り出してゐるが、それで結果はかういふことになる、今日の結果が來たことは遺憾に思ひます、【福日側】 こゝ暫らくの石炭需給といふことについて、どういふ風にお考へですか。

【武内氏】 これは先月末から國家として重點をおかなければならぬ産業、軍需にしても日鐵にしても、日發にし

ても、これまで石炭を送つてゐるが、契約が来て居らんといふ石炭だけはやはり生産に重點を向けと言はれるやうに時局に重點を置いて優先的に取られて、その他の石炭を要する産業者は生産者と提携して増産に努めるといふことには貴はなければ、舉國一致にならんぢやないか、さうすれば金融は緩和して行くと思ひますが、却々民間業者の言ふことは我利々々を言ふことばかりだとお取りになるからいかんですね。

【下河邊氏】 武内さん、あなた方が説明して下さる時にも少し細かく説明して下さる時間もなく、忙しくて出来なこともあるだらうと思ひますが、やはりとことん迄話があつてゐないといふことはありませんか。

【武内氏】 それはありません、説明しても必らず書類を出さんとありませんから、實績は斯うなつてゐる、斯うして貴はなければならぬといふ抽象的な話ではありません、總て基本材料を提出して、假に炭價を調査して貴はうとすれば一應の買取値は、斯ういふ平均値を示して

【武内氏】 それは四方田さんも言はれたやうに、石炭の必需性から見れば悲觀すべき業務ではないと思ひます、炭礦業は全然詰まらなくなるといふ見方はしません、今日が立ち行かなければ矢張悲觀しますね。

【下河邊氏】 石炭の重要性は中央においてもすつかり判つてゐるのだらうと思ひますね、それでどうするかといふとに迷つてゐるのですから、もつと具體的な……

【武内氏】 それで草臥れんやうに當局では言ひますが、去年も言ふ通り是非ともかうして下さらねば草臥れたら、仕舞ひますからと、どうしても朗かになるやうに努めるために二回位上京しましたが、然し却々難しいですよ。

【伊能氏】 これは需要の方は殖え方が急激であるのに石炭増産といふことは却々さう行きませんし、或は結果からいへば國家が大局的に……

【下河邊氏】 重點主義の需要をお取りになるやうに……

【伊能氏】 これが急にさう殖えても早い話が……假りに千両餘鑛爐一本建つといふとになれば、それに關聯した工

ゐる、燃料局の諮問に應じて豫算は斯ういふ豫定で出すこの實績は斯ういふ數字で、十月は斯ういふ生産費になつて居ります、これちや出せといはれたつて出せませんといふ資料材料を澤山手に入れて作つて居りますから、それは徹底して居ります、然しながら決行される上においてはやはり前次官でさへ思ふ通りに行かないのです、却々難儀があるだらうと思ひます。

【下河邊氏】 今、少し元氣を出して貰ひたいですね。

【武内氏】 出させて下さい。(笑聲)

【下河邊氏】 さういはれると……山の人まで氣分がどうも全く沈滞してしまつて……

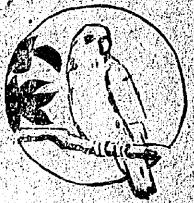
【武内氏】 沈滞して居りますね、金借りばかりですよ、石炭を千兩出せといふと金を前金で出してくれと言つて居つた、今になつて徴發されると石炭業者は皆困る。

【下河邊氏】 一般的な話ばかり進めて來たが實際問題としてはさう悲觀する材料ばかりではないでせう、現在の炭礦業は……

場を含めて百萬兩の炭礦が出来なければならぬといふことになる、發電所にしても十萬キロの發電所があれば相當大きな炭礦も必要である、さういふわけで却々工場を建てる期間と炭礦の開發期間とは相當時間的に……工場は二年乃至三年半で建つ、炭礦は却々さういふかん、さういふ所にズレが出来る、それは需要者と炭礦だけの話合ひでは矢張いかんですね、矢張國家の元締の企畫院なりさういふ大きな目で全體を睨んでやらないとそのズレは修正出来ないと思ひます。

【福日側】 それではこれ位で打切ります、本日はお忙しい所を長時間にわたり頗る、有益なる石炭對策の御意見を拜聴することが出来、本社を代表して厚く御禮申上げます……。(をばり)





## 鐵鋼製品の配給統制に付て

現在鐵鋼の配給統制は相當程度強化せられて居るのであるが、最近に於ける國際諸勢の推移は今後の鐵鋼需給状況を以て一層窮屈なものとならしめる傾向にある、これは特に民需向配給にその影響を及ぼす結果となるものと思はれる。鐵鋼は石炭、石油等の如き消耗物資でなく、これを材料として第二次又は第三次製品となるものであるから、

従つてその配給減は之等の鐵鋼製品の需給状況直ちに影響するものである。政府に於ては既に釘針金、鐵線、鋼索、亞鉛鐵板の配給統制を實施してゐるのであるが、今回右以外の主要なる鐵鋼製品に付ても同様配給統制の必要を認め、各製品毎に夫々の事情を斟酌したる上、配給統制要綱を作成し物資動員計畫に即應したる用途別、或は地域

別配給をなさんとするものである。然しながらこの統制をして圓滑なる運営を行ふはしむるには、官民一致の格段なる協力が必要とするのは勿論であつて、生産統制機關と定められた供給者團體は、その任務の重大なることを認識すると共に、之が遂行に遺憾なきを期せられんことを望むものである。

今回新たに統を實施することになつた各製品の配給統制要綱に付ては、昭和十五年十二月三日附を以て商工省鐵鋼局長より關係方面に通牒せられたのであつて、その種類は左の十二品種である。

- 1、硬鋼線
- 2、熔接棒

3、ドラム罐

4、五ガロン罐

5、王冠

6、磨帶鋼

7、電線管

8、船用鎖

9、粉砕用ボール

10、シャベルスコップ

11、ツルハシハンマー

12、サツシュ

向ドラム罐、五ガロン罐、磨帶鋼、電線管、王冠、硬鋼線、粉砕用ボール、サツシュ、ツルハシ、ハンマー、シャベル、スコップに關する配給統制要綱は何れも同好異曲のものなるに付き、以下述べるところのドラム罐配給統制要綱を参照し、その趣旨茲に方法を承知せられ度い。熔接棒と船用鎖に付ては多少趣の異なる點があるので、その相異なる個所に付ては、別に解説を加へることとする。

### ドラム罐配給統制要綱

一、本要綱ニ依り配給統制ヲ實施セントスルドラム罐トハドラム罐工業組合聯合會ニ所屬スル組合員ノ製造スルモノトス

本項は配給統制の對象となるべきドラム罐の範圍を規定したものである。即ちドラム罐の製造販賣を業とするものによりて結成せられてゐるドラム罐工業組合聯合會が毎四半期に割當を受ける鐵鋼を以て製造するドラム罐を統制せんとするのである。従つて石油精製業者や或はソーダ製造業者の中には、自己の工場で自家用のドラム罐を製造して居る向もあるが、斯るものは本要綱の統制外となるのである。之等の業者は何れも當該事業の統制團體（例へば石油物資統制會の如し）に每期鐵鋼の割當を受けて居るから、既に統制の目的が達成せられて居るのである。又軍需に付てはドラム罐が重要な動員物資であること且つその所要量、所要品種、寸法等に付き豫め計畫的に豫定することが困難な關係上、現在では陸海軍當局が直接に鐵鋼を支給し

或は軍需鐵鋼割當證明書を交附して、製造納入せしめて居るのであるから、斯るものも本要綱の統制外としたのである。

二、商工省ハドラム罐ノ需給狀況ヲ調査シ毎四半期各需要部門別ニドラム罐割當額ヲ決定シ之ヲ當該需要ノ主務官廳及ドラム罐工業組合聯合會(以下ドラム罐工聯ト稱ス)ニ通知スルコト

本項は前項に定めた範圍のドラム罐を各需要部門別に配給額を決定する方法を明かにしたのである。商工省鐵鋼局は物動計畫に定められた各需要産業部門の主務官廳に對し四半期毎にその需要部門の割當額を決定し、主務官各廳と供給義務者たるドラム罐工聯に夫々通知するのである。物動計畫に依る需要産業部門別に付て要第四項の解説を参照せられたい。尙此の需給は調査は主務官廳に依頼する仕組になつて居るが、それはドラム罐の配給數量(他の製品に付ても同様である)が當該需要産業に對する物動の實行計畫に依る鐵鋼配當計畫に含まれるものであり、從而毎四半

期の物動の實行計畫編成に當り、關係廳との間に極めて緊密なる連絡を必要とするからである。勿論その需要量の適正を期するには各需要産業の統制團體の協力に俟つべきことは當然である。

三、ドラム罐工聯ハ其ノ所屬組員ニ對シ受託ニ適合シタル生産割當額ヲ爲シ毎四半期需要部門別割當額ノドラム罐ノ生産ヲ確保スルコト

本項は此の統制實施するに當つてのドラム罐工聯としての措置を要請したものである。從來鐵鋼の需要統制團體なるものは割當を受けたる數量を各組員に對し、其の工場設備、能力、製造實績等の査定基準に依り公平妥當なる配分を爲すことが其の任務の殆んど全部であつたと言ひ得る。即ち所謂實績主義に終始して居た傾向があつた。鐵鋼の統制が第一次統制で止り、其の消費が政府の企圖する程度に即應して行けば良かったならば、上記の配分方法が最良であつたのであるが、規正率が漸次高度化するに従つて第二次統制即ち加工製品の配給統制をも實施する

を得ざるに立到つた今日に於ては、右の實績主義は受託に適合したる生産を確保する爲、必要な修正が加へられなければならぬ。これは從來單なる需要統制團體として、自治統制の範圍を出でなかつたものが一躍して製品配給統制機關となり、政府に代行してその製品の生産並に配給統制の實行に當る任務を持つこととなつた上は當然其の指導方法も修正せらるべきである。

四、ドラム罐ノ配給ヲ受ケントスルトキハ一定期日迄ニドラム罐工聯ニ對シ配給申込ヲ爲シ左記ニ依リドラム罐工聯ノ指定シタル製造業者又ハ販賣業者ヨリ現品ノ配給ヲ受クルコト

- ① 充足軍需ニ付テハ各鐵鋼割當證明書發行擔任官ノ發行ニ係ル資源名欄ニ「ドラム罐」ト記載シタル充足軍需割當證明書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト
- ② 官廳需要ニ付テハ當該官廳ノ各鐵鋼割當證明書發行擔任官ノ發行ニ係ル別紙様式ノドラム罐配給申込書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

③ 外地用、計畫産業用、圓城輸出用ニ付テハ當該需要ノ主務官廳ノ證印ヲ受ケタル別紙様式ノドラム罐配給申込書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

④ 第三國向輸出用ニ付テハ輸出品原材料配給會社ニ於テ一括購入スルモノトス

⑤ 其ノ他ノ需要ニ付テハドラム罐配給協議會ニ於テ決定シタル需要者別又ハ需要者團體別割當額ノ範圍内ニ於テ夫々現品ノ配給ヲ受クルモノトス

本項は需要者が現品の配給を受ける方法を定めたのである。配給申込に「一定期日迄」と期限を附したのは生産計畫樹立の必要からで、出來得るだけ早く配給申込を纏め、生産に着手しないと、工場が休業することになるからである。何れの製品にも多少共通したことであるが、特にドラム罐に於ては見越生産が出來ないので、總べて註文生産品であるから、配給申込に期限を定めることが特に必要となるのである。尙期限は割當額決定通知を出した日より起算して何週日或は何ヶ月と定める方針であるが、製品の種類

により多少異なる事情があるので要綱では「感」「定期日迄」として置き別に定めることにしたのである。實際にはドラム罐の場合は割當額決定の通知を受けた日より起算して二ヶ月と定めて居る。次に「ドラム罐工聯ノ指定シタル製造業者又ハ販賣業者」より現品の配給を受けることとあるがこれは需要者の希望したる製造業者又は需要者の取引関係にある販賣業者等のある場合は其の點を充分參酌して定める方針となつて居る。

① 充足軍需に付ては從來資源名欄に「薄板」と言ふが如く鐵鋼の品種を記載したる充足軍需割當證明書が發行せられてゐるのであるが、今後は製品名即ち「ドラム罐」と記載せられることになつたのである。

② 茲に謂ふ官廳需要とは陸海軍・外地官廳・地方廳を除く他の各省及其の下級官廳を指すのである。各官廳鐵鋼割當證明書發行擔任官に付ては鐵鋼需給統制規則を參照せられたり。

③ 外地用とは朝鮮、臺灣、樺太、南洋に於て需要するも

の、圓域輸出用とは滿洲(關東州を含む)支那に輸出するものであつて主務官廳は次の通りである。

外地用

朝鮮向 朝鮮總督府企畫部  
臺灣向 臺灣總督府企畫部 何レモ東京市内ニ出張所在  
樺太向 樺太廳  
南洋向 南洋廳

圓域輸出用

滿洲向 對滿事務局  
關東州向  
支那向 興亞院

計畫産業の種類、主務官廳局課名及びその民間統制團體名は左の通りである。

イ、製鐵事業	商工省鐵鋼局製鐵課及特殊鋼課	日本鐵鋼聯合會 特殊鋼協議會 日本鐵鋼協議會 日本フェロアロイ協議會
--------	----------------	---

ロ、石炭鑛業	燃料局企畫課	炭礦物資協議會聯合會及東京、大阪、福岡、仙臺、札幌ノ各地方炭礦物資協議會
ハ、輕金屬製造事業	商工省鑛産局非鐵金屬課	マグネシウム工業組合日本アルミニウム工業組合
ニ、非鐵金屬及鑛業	商工省鑛産局産銅課	鑛山配給統制協議會聯合會東京、大阪、福岡、仙臺、札幌ノ各鑛山配給統制協議會
ホ、石油事業	燃料局企畫課	石油鑛業物資統制會、石油業物資統制會、石油業物資統制會
ヘ、ソーダ製造事業	商工省化學局無機課	日本電解曹達工業組合、日本アンモニア法曹達工業組合
ハ、硫安製造事業	農林省臨時農村對策部肥料統制課	硫安肥料製造業組合
チ、バルブ製造事業	商工省纖維局人造纖維課	内地バルブ物資配給協議會
リ、工作機械製造事業	商工省機械局精密機械課	日本工作機械製造工業組合

ヌ、鐵道車輛製造事業	商工省機械局輸送機械課	日本鐵道車輛製造工業組合
ル、造船事業	遞信省管船局資材課	造船組合造船聯合會及關東、東北、中國、關西、九州ノ各造船協議會
ヲ、自動車製造事業	商工省機械局輸送機械課	日本自動車製造工業組合
ワ、發送電事業	電氣廳企畫課	社團法人電氣協會
カ、無水アルミ製造事業	大藏省專賣局會計課	

④ 第三國向輸出に付ては鐵鋼局は貿易局と協議しその輸出計畫に即感してドラム罐の配給量を決定するのであるが現品の取得は輸出品原材料配給會社で、一手に購入する取極めとなつて居るので特に配給申込書に依ること必要としないである。

⑥ 上記以外の需要とは物動計畫に所謂非計畫一般民需を指すのであつて、その中の主なるものを掲げると左の通りである。



其ノ他ノ需要部門中ノ主ナルモノ

イ、公共團體 用	内務省文書課及各 地方廳	
ロ、防空用	同 右	
ハ、私設鐵道 用	鐵道省監督局技術 課	社團法人鐵道同志 會
ニ、造船事業 (千噸未満 ノ船舶ニ シテ木造 船ヲ含ム)	逓信省管船尾資材 課	造船組合造船聯合 會、關東、東北、 中國、關西、九州 ノ各造船協議會及 日本木造工業組合 聯合會
ホ、瓦斯事業	商工省化學局合成 課	社團法人帝國瓦斯 協會
ヘ、計畫産業 業以外ノ鑛 業	商工省鑛産局産銅 課	鑛山配給統制協議 會、聯合會及大阪、 福岡、東京、仙臺 札幌ノ各鑛山配給 統制協議會
ト、電氣通信 事業	逓信省工務局	社團法人電氣通信 協會

五、ドラム罐配給協議會ハドラム罐工聯内ニ設置シ商工省監督ノ下ニ前項第五號ニ掲グル需要ニ付用途別割當額ノ

決定ヲ爲シ之ガ現品供給ノ確保ヲ圖ルモノトス

前項第五號に相當する所請非計畫一般民需に付てはドラム罐配給協議會をして具體的用途即ち漁油用とかアスファルト用とか又はカーバイド用とか事業團體別に割當を行ふのである。但し物動の實行計畫に依る需要部門主務官廳より、又はその所屬民間統制團體より特に配給申込のある場合は、當該部門に對する物動の實行計畫數量の範圍内で配給することは勿論である。尙協議會を設置して非計畫一般民需に付ても全面的なる統制を實施することになつて居るのはドラム罐、五ガロン罐、王冠、磨帶鋼、硬鋼線の五品種であつて其の他の電線管、サツシ、ツルパン、ハンマ―及シヤベル、スコップに付ては目下の處前項①乃至④の許畫用途以外の非計畫一般民需の統制は實施せず從來自由に流して良いことになつてゐる。尙協議會で行ふ統制方法は本要綱に依る配給申込書を用ひず、自治的に運營せしむるのであるが割、當額の決定には商工省の承認を必要とするのである。

六、當該需要ノ主務官廳又ハ輸出品原材料配給會社ハ商工省ヨリ通知アリタル毎四半期需要部門別ドラム罐割當額ヲ超エ配給申込書ノ發行又ハ其ノ證印若ハ購入スルコトヲ得ザルモノトス

充足軍需ニ付テモ前項ト同様トス  
本項は配給申込書の發行又は證印の限度を定めたもので殆んど説明を要しないが、實際の運用に當つては、各主務官廳の調査に依る需要量が現實の需要量に比し極めて過小であつた爲め、その調査に基いて決定せられた割當額で抑へると甚だしき支障を生ずるに立到ることもあり得べく、又突發的需要が起り得ることも考へられるので、左様の場合は當該主務官廳は豫め鐵鋼局と打合せたる上特に割當額を超え申込書を發行、又はそれに證印することを認める方針である。但しその超過分に付ては必ず次期配當計畫の際調整しなければならぬ。以上は統制實施當初の過渡期に於ける便宜の措置として已むを得ないのである。

七、ドラム罐工聯ハ毎四半終了後一ヶ月以内ニ當該期ニ於

ケル所屬組合員別生産実績並ニ需要部門別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト

八、ドラム罐工聯ハ現品ノ引渡ヲ了シタルドラム罐配給申込書ノ毎月末取纏メ之ヲ商工省ニ送付スルコト

本項はドラム罐製造業者の生産実績、配給実績及完了切符の回收を規定したもので需要の實相、生産状況を明かにし計畫通りの實施を爲すか否かを監督するは勿論、次期計畫作成上の資料とする意味である。

本要綱ニ依ル配給統制ハ昭和十五年第三四半期(十月乃至十二月)分鐵鋼配當額ヨリ之ヲ實施スルモノトス

本項は本要綱の實施期日を定めたのであるが、何月何日よりとせず昭和十五年第三四半期分鐵鋼割當額よりと定めたのは、本要綱に依る統制は物資動員計畫に即應することを目的として居るので、従つて期別割當額の決定と歩調を一にして實施すべき必要からである。

(様式)

ドラム罐配給申込書

昭和 年 月 日  
ドラム罐工業組合聯合會  
需要者住所氏名又は名稱

ドラム罐種別	罐 數	歩減率	素材換算重量	需要月日		引渡月日		備 考
				月日	罐數	月日	罐數	

上記ハ昭和 年度第 期( 月乃至 月)(例計畫産業鐵鋼部門)割當額内ヨリ配給ヲ受クルコトヲ承認ス

昭和 年 月 日

主務官廳發行擔任官名

(配給申込書記載注意)

- 一、需要者欄には官廳需要の場合には需要官廳名を記入すること
- 二、販賣業者欄及製造業者各欄は需要者に於て特に希望する者のある場合にのみ記入すること、但し製品統制機關に於て統制上の必要から變更することあり。斯る場合は製品統制機關は一應需要者と打合せをなすものとす
- 三、歩減率は平均率に依るを便宜と認め、目下審議中であるが差當りは具體的注文に應じ、ドラム罐工聯の定むるところに依ること



法 令

商工省令第七號

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ商工省所管重要物資現在高調査規則左ノ通定ム

昭和十六年十一月十日

商工大臣 小林 一三

商工省所管重要物資現在高調査規則

第一條 重要物資現在高調査ハ別表ニ掲グル物資(以下調査物資ト稱ス)ニ付毎年三月一日午前零時及九月一日午前零時現在ニ依リ之ヲ行フ

商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ指定シタル調査物資ニ付前項ノ調査時期ニ代ヘ指定シタル時期現在ニ依リ調査ヲ行フコトアルベシ

第二條 重要物資現在高調査ハ別表ニ掲グル者ニ付之ヲ行フ  
他ノ經營ノ場所毎ニ之ヲ行フ、但シ經營ノ場所ノ一定セザル者又ハ經營ノ場所ヲ有セザル者ニ在リテハ其ノ住所毎ニ之ヲ行フ

第三條 第一條第三項ニ該當スル者ハ別記様式ニ依リ重要物資現在高申告書ニ該當事項ヲ調査記入シ第一條第一項

又ハ第二項ノ調査時期後三日以内ニ其ノ經營ノ場所(前條但書ノ場合ニ於テハ其ノ住所)ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ、但シ商工大臣特ニ定ムル調査物資ニ付テハ當該物資ノ生産、配給、輸出入又ハ保管ヲ業トスル者ノ組織スル團體ニシテ地方長官ノ指定シタルモノノ團體員ニ在リテハ當該團體ヲ經由シテ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

經營主自ラ經營體ノ管理ヲ爲サザルトキハ之ヲ管理スル者前項ノ申告書ヲ提出スベシ

第一項ノ申告書ニ調査記入スベキ事項中調査物資名ハ別ニ定ムル分類ニ依リ区分シテ之ヲ記入スベシ

第四條 市町村長ハ當該市町村内ノ重要物資現在高申告書ヲ取纏メ審査ノ上調査時期後一週間以内ニ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

第五條 地方長官ハ資源調査員ニ就キ特ニ本則ニ依ル調査ヲ擔當セシムベキ者(以下商工省所管重要物資現在高調査員ト稱ス)ヲ指定スベシ

第六條 商工省所管重要物資現在高調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ申告書用紙ノ配付、申告書ノ蒐集其ノ他之ニ關連スル事務ニ従事ス

申告義務者申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ市町村長又ハ前條ノ調査員ニ其ノ旨申出デ之ヲ配付ヲ受クベシ  
第七條 地方長官ハ受理シタル重要物資現在高申告書ヲ

審査ノ上之ヲ集計シ商工大臣ノ定ムル様式ニ依ル報告書ヲ作成シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第八條 地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ指定シタル物資ニ付其ノ管轄区域内ニ於ケル當該物資ノ現在高調査ヲ行フコトヲ得

地方長官前項ノ調査ヲ行ハントスルトキハ豫メ左ニ掲グル事項ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

- 一 調査ヲ行フ區域
- 二 調査ヲ行フ時期
- 三 調査ヲ行フ物資名
- 四 調査ヲ受クベキ者ノ範圍

第九條 道府縣又ハ市町村第一條第一項又ハ第二項ノ調査時期ニ於テ調査物資ヲ所有シ又ハ保管スル場合ニ於テハ本則ニ準ジ重要物資現在高申告書ヲ商工大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

第十條 本則ノ規定ニ依リ提出シタル申告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ 但シ物資ノ需給調整ニ關スル統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準スベキモノトス

附 則  
本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

調査物資名	提出スベキ者
毛織物(特殊物ヲ除ク) 絹織物(特殊物ヲ除ク) 人造絹織物(特殊物ヲ除ク) ステールファイバーク織物(特殊物ヲ除ク) 綿織物(特殊物ヲ除ク) 更生絹織物(特殊物ヲ除ク)	生産業者(當該物資ノ生産ニ付常時五人未滿ノ職工ヲ使用スル工場、作業場ノ生産業者ヲ除ク) 裁縫業者(當該物資ノ裁縫、漂白又ハ整理業ヲ行フ工場、作業場ノ裁縫業者及漂白又ハ整理業者ヲ除ク) 染色業者(當該物資ノ染色、精練業ヲ行フ工場、作業場ノ染色業者及精練業者ヲ除ク) 漂白又ハ整理業者(當該物資ノ漂白又ハ整理業ヲ行フ工場、作業場ノ漂白又ハ整理業者ヲ除ク) 輸出入業者 倉庫業者 前項以外ノ者ニシテ上記各物資ニ付廣幅物ニ在リテハ千メートル以上小幅物ニ在リテハ五百メートル以上ノ所有シ又ハ保管スル者
タオル タオル地 煉炭(孔明煉炭及豆炭ヲ除ク)	生産業者(當該物資ノ生産ニ付常時五人未滿ノ職工ヲ使用スル工場、作業場ノ生産業者ヲ除ク) 裁縫業者(當該物資ノ裁縫、漂白又ハ整理業ヲ行フ工場、作業場ノ裁縫業者及漂白又ハ整理業者ヲ除ク) 染色業者(當該物資ノ染色、精練業ヲ行フ工場、作業場ノ染色業者及精練業者ヲ除ク) 漂白又ハ整理業者(當該物資ノ漂白又ハ整理業ヲ行フ工場、作業場ノ漂白又ハ整理業者ヲ除ク) 輸出入業者 倉庫業者 前項以外ノ者ニシテ上記各物資ニ付廣幅物ニ在リテハ千メートル以上小幅物ニ在リテハ五百メートル以上ノ所有シ又ハ保管スル者

鐵丸釘 針鐵 鐵線 鐵釘 鐵板 鐵管 鐵管 鐵管	販賣業者 倉庫業者 前項以外ノ者ニシテ鐵丸釘、針鐵及鐵線ヲ通シ一回三回以上ノ配給ヲ受クル者 前掲ノ者及生産業者以外ノ者ニシテ鐵丸釘、針鐵及鐵線ヲ通シ三回以上ノ配給ヲ受クル者
---	---

(備考)

- 一、特殊物トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ  
毛織物 地氈、綬通、毛布、肩掛、アラッシュ、天鵞絨  
機械用ローライクロス、船舶用、旗布、濾布  
サイジングクロスノ類
- 絹織物 地氈、綬通、肩掛、帶地、リボン、テーブノ類
- 人造絹織物 肩掛、帶地、リボン、テーブノ類
- ステールファイバーク織物 地氈、綬通、毛布、肩掛、タオル、タオル地、敷布、テーブノ類

(別表) 一、運賃標準率(イ)石炭運賃(イ)九州及山口縣地方ヲ左ノ如ク改ム

積地	若松(小倉)	博多	唐津	西戸崎	伊予	相ノ浦	佐々	白ノ浦	崎戸	高島	三池	住ノ江	宇部	仙崎
横濱	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500
揚子	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500

綿織物 地氈、綬通、毛布、肩掛、タオル、タオル地、ガーゼ地、敷布、ナイヤー用布、ベルト、ホリス、帶子、テーブ、刺子織、煙草、苗育布、ラツピングクロスノ類

更生絹織物地氈、綬通、毛布、敷布ノ類

二、職工ニハ工業主又ハ之ト雇關係ナキ者ニシテ職工ノ作業ヲ爲スモノヲ含ム

三、重要物資現在高申告書ヲ提出スベキ者ニハ組合其ノ他ノ團體ヲ含ム

逓信省告示第三百六十號  
昭和十五年三月逓信省告示第四百八十二號中左ノ通改正シ  
昭和十六年二月一日ヨリ之ヲ適用ス  
逓信大臣 村田省藏

東岩瀬	伏木	宮津	舞鶴	敦賀	境	吉浦	廣加	神戸	尼ヶ崎	大阪
一,五〇〇	二,二〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,六〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
五,〇〇〇	五,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	三,七〇〇	三,九〇〇	三,六〇〇	三,六〇〇	三,六〇〇
五,〇〇〇	五,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,三〇〇	四,四〇〇	四,一〇〇	四,一〇〇	四,一〇〇
五,八〇〇	五,八〇〇	四,八〇〇	四,八〇〇	五,〇〇〇	四,五〇〇	四,三〇〇	四,四〇〇	四,一〇〇	四,一〇〇	四,一〇〇
五,六〇〇	五,六〇〇	四,六〇〇	四,六〇〇	四,八〇〇	四,四〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇	四,一〇〇	四,一〇〇	四,一〇〇
五,九〇〇	五,九〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,二〇〇	四,六〇〇	四,五〇〇	四,六〇〇	四,四〇〇	四,四〇〇	四,四〇〇
六,七〇〇	六,七〇〇	五,八〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	五,一〇〇	四,八〇〇	四,七〇〇	四,五〇〇	四,五〇〇	四,五〇〇
六,五〇〇	六,五〇〇	五,七〇〇	五,七〇〇	五,九〇〇	五,一〇〇	五,一〇〇	五,三〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
六,五〇〇	六,五〇〇	五,七〇〇	五,七〇〇	五,九〇〇	五,一〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
六,四〇〇	六,四〇〇	五,六〇〇	五,六〇〇	五,八〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,一〇〇	四,九〇〇	四,九〇〇	四,九〇〇
六,三〇〇	六,三〇〇	五,五〇〇	五,五〇〇	五,四〇〇	四,九〇〇	四,八〇〇	四,九〇〇	四,七〇〇	四,七〇〇	四,七〇〇
六,五〇〇	六,五〇〇	五,七〇〇	五,七〇〇	五,九〇〇	五,一〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
六,三〇〇	六,三〇〇	五,三〇〇	五,三〇〇	五,四〇〇	五,一〇〇	五,一〇〇	五,二〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
七,一〇〇	七,一〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	六,三〇〇	五,六〇〇	五,六〇〇	五,七〇〇	五,五〇〇	五,五〇〇	五,五〇〇
五,八〇〇	五,八〇〇	四,八〇〇	四,八〇〇	五,〇〇〇	四,五〇〇	四,四〇〇	四,五〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇
五,六〇〇	五,六〇〇	四,八〇〇	四,八〇〇	五,〇〇〇	四,五〇〇	四,四〇〇	四,五〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇

蒲郡	半田	四日市	名古屋	清水	川(舊鐵道)	川(舊東電)	川(舊日清)	川(舊三井)	川(舊見)	芝浦
一,〇〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	二,〇〇〇	一,二〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇
四,五〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇	五,〇〇〇	五,五〇〇	五,四〇〇	五,〇〇〇	四,六〇〇	五,三〇〇	四,八〇〇
四,五〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇	五,〇〇〇	五,五〇〇	五,四〇〇	五,〇〇〇	四,六〇〇	五,三〇〇	四,八〇〇
五,六〇〇	五,四〇〇	五,四〇〇	五,四〇〇	六,三〇〇	六,八〇〇	六,七〇〇	六,三〇〇	五,九〇〇	六,六〇〇	六,一〇〇
五,三〇〇	五,一〇〇	五,一〇〇	五,一〇〇	六,〇〇〇	六,五〇〇	六,四〇〇	六,〇〇〇	五,六〇〇	六,三〇〇	五,八〇〇
五,八〇〇	五,六〇〇	五,六〇〇	五,六〇〇	六,五〇〇	七,〇〇〇	六,九〇〇	六,五〇〇	六,一〇〇	六,八〇〇	六,三〇〇
六,五〇〇	六,三〇〇	六,三〇〇	六,三〇〇	七,二〇〇	七,七〇〇	七,六〇〇	七,二〇〇	六,八〇〇	七,五〇〇	七,〇〇〇
六,三〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	七,〇〇〇	七,五〇〇	七,四〇〇	七,〇〇〇	六,六〇〇	七,三〇〇	六,八〇〇
六,三〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	七,〇〇〇	七,五〇〇	七,四〇〇	七,〇〇〇	六,六〇〇	七,三〇〇	六,八〇〇
六,一〇〇	五,九〇〇	五,九〇〇	五,九〇〇	六,八〇〇	七,三〇〇	七,二〇〇	六,八〇〇	六,四〇〇	七,一〇〇	六,六〇〇
五,五〇〇	五,三〇〇	五,三〇〇	五,三〇〇	六,〇〇〇	六,五〇〇	六,四〇〇	六,〇〇〇	五,六〇〇	六,三〇〇	五,八〇〇
六,三〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	七,〇〇〇	七,五〇〇	七,四〇〇	七,〇〇〇	六,六〇〇	七,三〇〇	六,八〇〇
五,五〇〇	五,三〇〇	五,三〇〇	五,三〇〇	六,〇〇〇	六,五〇〇	六,四〇〇	六,〇〇〇	五,六〇〇	六,三〇〇	五,八〇〇
六,三〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	七,〇〇〇	七,五〇〇	七,四〇〇	七,〇〇〇	六,六〇〇	七,三〇〇	六,八〇〇
五,五〇〇	五,三〇〇	五,三〇〇	五,三〇〇	六,〇〇〇	六,五〇〇	六,四〇〇	六,〇〇〇	五,六〇〇	六,三〇〇	五,八〇〇

羅津	清津	雄基	城津	興南	元山	海洲	多獅島	兼三浦	鎮南浦	木浦
一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
五,八〇〇	五,八〇〇	五,八〇〇	五,八〇〇	五,四〇〇	五,四〇〇	六,〇〇〇	六,八〇〇	六,三〇〇	六,三〇〇	四,八〇〇
六,一〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇	五,七〇〇	五,七〇〇	六,三〇〇	七,一〇〇	六,六〇〇	六,六〇〇	五,一〇〇
七,三〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	六,九〇〇	六,九〇〇	七,〇〇〇	七,八〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	五,八〇〇
七,三〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	六,九〇〇	六,九〇〇	七,〇〇〇	七,八〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	五,八〇〇
七,三〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	六,九〇〇	六,九〇〇	七,〇〇〇	七,八〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	五,八〇〇
六,八〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	六,四〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	七,三〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	五,三〇〇
七,三〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	六,九〇〇	六,九〇〇	七,〇〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	七,三〇〇	五,八〇〇
六,八〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	六,四〇〇	六,四〇〇	六,五〇〇	七,三〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	五,三〇〇

釜山	仁川	群山	宇野	宇部	八幡	若松	黑崎	七尾	新潟	直江津
一,一〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,三〇〇	九〇〇
三,五〇〇	五,八〇〇	五,八〇〇						五,三〇〇	五,三〇〇	五,六〇〇
								五,三〇〇	五,三〇〇	五,六〇〇
								六,一〇〇	六,一〇〇	六,四〇〇
三,八〇〇	六,一〇〇	六,一〇〇						五,九〇〇	五,九〇〇	六,二〇〇
								六,二〇〇	六,二〇〇	六,五〇〇
四,六〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇						七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,三〇〇
四,六〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇						六,八〇〇	六,八〇〇	七,一〇〇
四,六〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇			三,三〇〇			六,八〇〇	六,八〇〇	七,一〇〇
四,六〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇			三,三〇〇			六,七〇〇	六,七〇〇	七,〇〇〇
四,〇〇〇	六,三〇〇	六,三〇〇	四,七〇〇	三,七〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,三〇〇	六,五〇〇	六,五〇〇	六,八〇〇
四,六〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	五,三〇〇	四,二〇〇	三,三〇〇	三,三〇〇	三,六〇〇	六,八〇〇	六,八〇〇	七,一〇〇
四,五〇〇	六,三〇〇	六,三〇〇	五,三〇〇	四,五〇〇	三,八〇〇	三,八〇〇	四,一〇〇	六,五〇〇	六,五〇〇	六,八〇〇
								七,四〇〇	七,四〇〇	七,七〇〇
								六,二〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇
								五,九〇〇	五,九〇〇	六,三〇〇

船 川	新 居 濱	吉 浦	廣 畑	神 戶	尾 ヶ 崎	大 阪	蒲 郡	半 田	四 日 市	名 古 屋
八〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇
五、二〇	七、〇〇	七、七〇	六、七〇	六、五〇	六、五〇	五、五〇	六、五〇	六、三〇	六、三〇	六、三〇
四、六〇	五、九〇	六、六〇	五、六〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、四〇	五、二〇	五、二〇	五、二〇
五、六〇	七、一〇	七、八〇	六、八〇	六、六〇	六、六〇	六、六〇	六、六〇	六、四〇	六、四〇	六、四〇
五、三〇	七、五〇	八、二〇	七、二〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇
五、六〇	七、九〇	八、六〇	七、六〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、四〇	七、三〇	七、二〇	七、二〇
六、八〇	八、八〇	九、五〇	八、五〇	八、三〇	八、三〇	八、三〇	八、三〇	八、一〇	八、一〇	八、一〇

清 水	川 崎 (舊鐵道)	川 崎 (舊東電)	川 崎 (鋼管埠頭又ハ 日滿埠頭)	川 崎 (三井埠頭)	鶴 見 (舊日電)	芝 浦	横 濱	揚 子 江 積 地	揚 子 江 積 地
一、二〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
六、一〇	六、四〇	六、三〇	五、九〇	五、五〇	六、二〇	五、七〇	五、五〇	五、五〇	五、五〇
五、〇〇	五、三〇	五、二〇	四、八〇	四、四〇	五、一〇	四、六〇	四、四〇	四、四〇	四、四〇
六、二〇	六、五〇	六、四〇	六、〇〇	五、六〇	六、三〇	五、八〇	五、六〇	五、六〇	五、六〇
六、六〇	六、九〇	六、八〇	六、四〇	六、〇〇	六、七〇	六、二〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇
七、〇〇	七、三〇	七、二〇	六、八〇	六、四〇	七、一〇	六、六〇	六、四〇	六、四〇	六、四〇
七、九〇	八、二〇	八、一〇	七、七〇	七、三〇	八、〇〇	七、五〇	七、三〇	七、三〇	七、三〇

同 (ロ) 北海道地方ヲ左ノ如ク改ム  
(ハ) 北海道地方

小樽 一、〇〇〇 圓  
室蘭 一、五〇〇 圓  
釧路 一、五〇〇 圓  
留萌 一、五〇〇 圓  
岩内 一、〇〇〇 圓  
稚内 一、〇〇〇 圓

群 山	仁 川	木 浦	釜 山	鹽 釜	大 船 渡	釜 石	宮 古	八 戸 (鮫)	大 畑	大 湊
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
八、三〇	八、三〇	八、〇〇	六、五〇	六、一〇	五、九〇	四、六〇	五、七〇	五、四〇	四、七〇	四、七〇
七、八〇	七、八〇	七、五〇	六、〇〇	五、〇〇	四、六〇	三、五〇	四、一〇	三、八〇	三、八〇	三、八〇
八、六〇	八、六〇	八、三〇	六、八〇	五、六〇	五、二〇	四、二〇	四、七〇	四、四〇	四、九〇	四、九〇
八、八〇	八、八〇	八、五〇	七、〇〇	六、六〇	六、四〇	五、一〇	六、〇〇	五、六〇	四、九〇	四、九〇
				六、九〇	六、七〇	五、四〇	六、二〇	五、九〇	五、二〇	五、二〇
				七、八〇	七、六〇	六、三〇	七、四〇	七、一〇	六、三〇	六、三〇

青 森	宮 津	舞 鶴	敦 賀	七 尾	東 岩 瀬	新 潟	直 江 津	伏 木	酒 田	土 崎
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇	九〇〇	一、二〇〇	八〇〇	一、〇〇〇
四、四〇	六、二〇	六、二〇	六、二〇	五、六〇	五、三〇	五、〇〇	五、六〇	五、三〇	五、四〇	五、三〇
三、五〇	五、七〇	五、七〇	五、七〇	五、一〇	四、八〇	四、五〇	五、一〇	四、八〇	四、九〇	四、八〇
四、六〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	六、四〇	六、一〇	五、八〇	六、四〇	六、一〇	五、九〇	五、八〇
四、六〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、一〇	五、八〇	五、五〇	六、一〇	五、八〇	五、六〇	五、五〇
四、九〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	六、四〇	六、一〇	五、八〇	六、四〇	六、一〇	五、九〇	五、八〇
六、一〇	七、九〇	七、九〇	七、九〇	七、三〇	七、〇〇	六、七〇	七、三〇	七、〇〇	七、一〇	七、〇〇

横濱	芝浦	鶴見(舊日電)	川崎(三井埠頭)	川崎(舊東電)	川崎(舊鐵道)	清水	名古屋	四日市	半田
三、〇〇〇 噸	二、〇〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	六、二〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
七、六〇	七、八〇	八、三〇	七、六〇	八、四〇	八、五〇	八、〇〇	七、一〇	七、一〇	七、一〇
八、四〇	八、六〇	九、一〇	八、四〇	九、二〇	九、三〇	八、八〇	七、九〇	七、九〇	七、九〇
八、一〇	八、三〇	八、八〇	八、一〇	八、九〇	九、〇〇	八、五〇	七、六〇	七、六〇	七、六〇
八、一〇	八、三〇	八、八〇	八、一〇	八、九〇	九、〇〇	八、五〇	七、六〇	七、六〇	七、六〇

鎮南浦	兼二浦	元山	興南	城津	雄基	清津	羅津	墨湖津	元山
一、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
八、五〇	八、五〇	七、三〇	七、三〇	七、三〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇
八、〇〇	八、〇〇	六、八〇	六、八〇	六、八〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇
八、八〇	八、八〇	七、六〇	七、六〇	七、六〇	七、三〇	七、三〇	七、三〇	七、三〇	七、三〇
九、〇〇	九、〇〇	七、八〇	七、八〇	七、八〇	七、五〇	七、五〇	七、五〇	七、五〇	七、五〇

同 (一) 樺太地方揚地ノ欄中「川崎(日本鋼管)」ヲ「川崎(日本鋼管埠頭又ハ日滿埠頭)」ニ改ム  
 同 (二) 朝鮮地方ヲ左ノ如ク改ム  
 (三) 朝鮮地方



東 岩 瀨	伏 木	七 尾	敦 賀	宮 津	舞 鶴	境	若 松	神 戶	大 阪	蒲 郡
一、五〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、三〇〇
八、四〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	八、二〇〇	八、二〇〇	八、二〇〇	七、七〇〇	五、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	七、三〇〇
九、二〇〇	九、二〇〇	九、五〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	八、五〇〇	六、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	八、一〇〇
七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、三〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、〇〇〇	五、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇	七、八〇〇
七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、三〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、〇〇〇	五、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇	七、八〇〇
七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、三〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、〇〇〇				
六、四〇〇	六、四〇〇	六、七〇〇	六、四〇〇	六、四〇〇	六、四〇〇	六、一〇〇				
六、七〇〇	六、七〇〇	七、〇〇〇	六、七〇〇	六、七〇〇	六、七〇〇	六、四〇〇				

鹽 釜	大 船 渡	八 戶 (鮫)	大 湊	青 森	土 崎	船 川	酒 田	新 潟	直 江 津
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	八〇〇	一、三〇〇	九〇〇
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	九、二〇〇	九、二〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、八〇〇	九、八〇〇	九、二〇〇	九、五〇〇
八、八〇〇	八、四〇〇	八、一〇〇	七、八〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、三〇〇	七、三〇〇	六、九〇〇	七、三〇〇
八、八〇〇	八、四〇〇	八、一〇〇	七、八〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、三〇〇	七、三〇〇	六、九〇〇	七、三〇〇
八、八〇〇	八、四〇〇	八、一〇〇	七、八〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、三〇〇	七、三〇〇	六、九〇〇	七、三〇〇
八、五〇〇	八、一〇〇	七、八〇〇	七、五〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	六、四〇〇	六、七〇〇
八、八〇〇	八、四〇〇	八、一〇〇	七、八〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、三〇〇	七、三〇〇	六、七〇〇	七、〇〇〇

(別表) 一、運賃標準率(一)石炭運賃ノ但書中左ノ如ク改  
三、削除  
四、削除

九、荷主ノ都合ニ依リ最寄二港以上積ノ場合ハ積地一  
港ヲ増ス毎ニ積高全數量ニ對シ毎噸金十錢也割増  
ヲ爲スコトヲ得

十二、中「樺太」五〇〇噸ノ次ニ「稚内」一、〇〇〇噸ヲ  
「臼ノ浦」一、〇〇〇噸ノ次ニ「佐々」一、〇〇〇噸ヲ、  
「雄基」一、〇〇〇噸ヲ次ニ「羅津」一、〇〇〇噸及「清津」  
一、〇〇〇噸ヲ加ヘ「相ノ浦」一、三〇〇噸ヲ「相ノ浦」  
一、〇〇〇噸ニ改ム  
十三、中「八戸」一、〇〇〇噸ノ前ニ「大畑」一、〇〇〇噸ヲ  
「八戸」一、〇〇〇噸ヲ次ニ「宮古」一、〇〇〇噸ヲ「廣畑」  
一、六〇〇噸ノ次ニ「宇野」一、二〇〇噸ヲ「徳山」一、  
五〇〇噸ノ次ニ「宇部」一、二〇〇噸ヲ、「若松」八幡  
二、〇〇〇噸ノ次ニ「黒崎」一、五〇〇噸ヲ、「兼二浦」  
一、二〇〇噸ノ次ニ「多獅子島」一、〇〇〇噸ヲ加フ

## 一 國防保安法全文

### 第一章 罪

第一條 本法に於て國家機密とば國防上外國に對シ秘匿することを  
要する外交、財政、經濟その他に關する重要なる國務に係る事  
項にして左の各項の一に該當するもの及これを表示する圖書物  
件を謂ふ

一 御前會議樞密院會議、開議または之に準ずべき會議に附せ

第八條 國防上の利益を害すべき用途に供する目的を以てまたはそ  
の用途に供せらるる虞あることを知りて外國に通報するを以て  
外交、財政、經濟その他に關する情報を探知または收集した  
る者は十年以上の懲役に處す

第九條 外國と通謀しまたは外國に利益を與ふる目的を以て治安を  
害すべき事項を流布したる者は無期又は一年以上の懲役に處す  
第十條 外國と通謀しまたは外國に利益を與ふる目的を以て金融界  
の攪亂、重要物資の生産または配給の阻害その他の方法により  
國民經濟の運行を著しく阻害する虞ある行爲を爲したる者は無  
期または一年以上の懲役に處す  
前項の罪を犯したる者には情狀に因り十萬圓以下罰金を供料す  
ることを得

第十一條 第三條乃至第五條、第八條、第九條及前條第一項の未遂  
罪はこれを罰す

第十二條 第三條乃至第五條、第九條または第十條第一項の罪を犯  
すことを教唆したる者は被教唆者その實行を爲すに至らざると  
きは十年以下の懲役に處す

第十三條 第三條乃至第五條、第九條または第十條第一項の罪を犯しむ  
るため他人を誘惑しまたは煽動したる者の罰亦前項に同じ  
第八條の罪を犯すことを教唆したる者は被教唆者その實行を爲  
すに至らざるときは三年以下の懲役に處す  
第八條の罪を犯さしむるため他人を誘惑しまたは煽動したる者  
の罰亦前項に當じ

第十三條 第三條乃至第五條、第九條または第十條第一項の罪を犯  
す目的を以てその豫備または陰謀をなしたる者は二年以下の懲

せられたる事項及その會議の議事  
二 帝國議會の秘密會議に附せられたる事項及その會議の議  
事

三、前二號の會議に附するため準備したる事項その他行政各  
部の重要な機密事項

第二條 本會の罰則は何人を問はず本法施行地外において罪を犯し  
たるものに附またこれを適用す

第三條 業務に因り國家機密を知得しまたは領有したる者之を外國  
（外國のために行動する者及外國人を合じ、以下之に同じ）に漏  
泄しまたは公にしたるときは死刑または無期若しくは三年以上の懲  
役に處す

第四條 外國に漏泄しまたは公にする目的を以て國家機密を探知し  
または收集したる者は一年以上の有期懲役に處す

前項の目的を以て國家機密を探知しまたは收集したる者之を外  
國に漏泄しまたは公にしたるときは死刑または無期若しくは三年以上  
の懲役に處す

第五條 前二條に規定する原由以外の原由に因り國家機密を知得し  
または領有したる者之を外國に漏泄しまたは公にしたるときは  
無期または一年以上の懲役に處す

第六條 業務に因り國家機密を知得しまたは領有したる者之を他人  
に漏泄したるときは五年以下の懲役または五千圓以下の罰金に  
處す

第七條 業務に因り國家機密を知得しまたは領有したる者過失に因  
り之を漏泄しまたは公にしたるときは三年以下の禁錮または三  
千圓以下の罰金に處す

### 役に處す

第十四條 第四條第一項、第八條、第十一條乃至前條の罪を犯した  
る者未だ官に發覺せざる前自首したるときは其の刑を減輕し又  
は免除することを得

第十五條 本章に規定する犯罪行爲を組成したる物、其の犯罪行爲  
に供し若しくは供せんとしたる物又は其の犯罪行爲より生じ若しくは  
に因り得たる物はその物犯人以外の者に屬せざるときに限り之  
を沒收す、裁判により沒收する場合を除くの外は何人の所有た  
るを問はず檢擧これを沒收することを得

前項の犯罪行爲の報酬として得たる物及び同項に掲ぐる物の對  
價として得たる物はその犯人以外の者に屬せざるときに限り之  
を沒收す、その全部または一部を沒收すること能はざるときは  
その價額を追徴す

### 第二章 刑事手續

第十六條 本章の規定は左に掲ぐる罪に關する事件に附之を適用す  
一 第三條乃至第十三條の罪

二 軍隊保護法第二條乃至第七條及此等に關する第十五條乃至第  
十七條、軍用資源秘密保護法第十一條乃至第十五條、第十九  
條、刑法第二編第三章、陸軍刑法第七條乃至第十九條及此  
等に關する第三十一條、第三十二條、第三十三條及此等第三  
十一條、第三十二條、第三十四條、海軍刑法第二十二條乃至  
第二十四條及此等に關する第二十六條、第二十七條、第二十  
九條並に國家總動員法第四十四條の罪  
本章の規定は外國と通謀しまたは外國に利益を與ふる目的を

以て犯したる左に掲ぐる罪に關する事件に附亦之を適用す  
軍機保護法(前項第二號に掲ぐる罪を除く)軍用資源秘密保護  
法(前項第二號に掲ぐる罪を除く)要塞地帯法、陸軍輸送港域  
軍事取締法明治二十三年法律第八十三號(軍港要港規則違犯  
者處分の件)軍用電氣通信法、國境取締、刑法第二編第一章  
第二章、第四章、第八章乃至第十一章、第十五章乃至第十八  
章、第二十六章、第二十七章及第四十章、朝鮮刑事令第三條  
陸軍刑法第二編第一章(前項第二號に掲ぐる罪を除く)第八章  
及第九十九條、海軍刑法第二編第一章(前項第二號に掲ぐる  
罪を除く)第八章及第百條、治安維持法、大正十五年法律第  
六十號(暴力行為等處罰に關する法律)爆發物取締法通貨及證  
券模造取締法、通貨及證券模造取締規則(明治廿六年律令第  
十四號)明治三十八年法律第六十六號(外國に於て流通する  
貨幣紙幣銀行券證券偽造贋造及模造に關する法律)治安警察  
法、大正八年制令第七號(政治に關する犯罪處罰の件)外國爲  
替管理法、關稅法、昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等  
に關する臨時措置に關する法律)船舶法、航空法、電信法、  
無線電信法並に國家總動員法(前項第二號に掲ぐる罪を除く)  
の罪

第十七條 檢事は被疑者を召喚し又はその召喚を司法警察官に命令  
することを得、檢事の命令により司法警察官の發する召喚狀に  
は命令をなしたる檢事の職、氏名及その命令により之を發する  
旨をも記載すべし  
召喚狀の送達に關する裁判所書記及執達吏に屬する職務は司法  
警察官吏これを行ふことを得

あるときは一月毎に拘留の期間を更新することを得  
但し通じて六月を超ゆることを得ず

第廿三條 拘留の事由消滅しその他拘留を繼續するのは必要なしと  
思料するときは檢事は速に被疑者を釋放しまたは司法警察官を  
して之を釋放せしむべし

第廿四條 檢事は被疑者の住居を制限して拘留の執行を停止するこ  
とを得

刑事訴訟法第百十九條第一項に規定する事由ある場合に於ては  
檢事は拘留の執行停止を取消すことを得

第廿五條 檢事は被疑者を訊問し又は其の訊問を司法警察官に命令  
することを得

檢事は公訟提起前に限り證人を訊問し又はその訊問を他の檢事  
に囑託し若し司法警察官に命令することを  
司法警察官の命令に因り被疑者又は證人を訊問したるときは命  
令をなしたる檢事の職、氏名及その命令により訊問したる旨を  
訊問調書に記載すべし

第廿六條 檢事は公訟提起前に限り押収、搜索若し檢證を爲した  
はその處分を他の檢事に囑託し若し司法警察官に命令すること  
を得  
檢事は公訟提起前に限り鑑定、通譯若し翻譯を命じまたはその  
處分を他の檢事に囑託し若し司法警察官に命令することを得  
前條第三項の規定は押収、搜索または檢證の調書及鑑定人、通  
事または翻譯人の訊問調書に附之を準用す

第十七條第二項及第三項の規定は鑑定、通譯及翻譯に附之を準  
用す

第十八條 被疑者正當の事由なくして前條の規定による召喚に應ぜ  
ず又は刑事訴訟法第八十七條第二項各號に規定する事由あると  
きは檢事は被疑者を勾引し又はその勾引を他の檢事に囑託し若  
し司法警察官に命令することを得  
前條第二項の規定は檢事の命令により司法警察官の發する勾引  
狀に附之を準用す

第十九條 勾引したる被疑者は指定せられたる場所に引致したる時  
より四十八時間内に檢事または司法警察官これを訊問すべしそ  
の時間内に拘留狀を發せざるときは檢事は被疑者を釋放しまた  
は司法警察官をしてこれを釋放せしむべし

第廿條 刑事訴訟法第八十七條第一項各號に規定する事由あるとき  
は檢事は被疑者を拘留し又はその拘留を司法警察官に命令す  
ることを得

第十七條第二項の規定は檢事の命令に因り司法警察官の發する拘  
留狀に附之を準用す

第廿一條 拘留に附ては警察官署又は憲兵隊の留置場をもつて監獄  
に代用することを得

第廿二條 拘留の期間は二月とす、特に繼續の必要あるときは區裁  
判所檢事は檢事正の許可、地方裁判所檢事は檢事長の許可を受  
け一月毎にこれを更新することを得  
但し通じて四月を超ゆることを得ず治安維持法の罪に附特に繼  
續の必要あるときは檢事長の許可を受け一月毎に拘留の期間を  
更新することを得、但し通じて一年を超ゆることを得ず檢事總  
長又はその指那を受けたる檢事刑法第七十三條、第七十五條又  
は第七十七條乃至第七十九條の罪の捜査のため物に繼續の必要

用す

第廿七條 刑事訴訟法中被告人の召喚、拘引及拘留、被告人及證人  
の訊問、押収、搜索、鑑定、通譯並に翻譯に關する規定は別段  
の規定ある場合を除くの外被疑事件に附之を準用す、  
但し保釋及賣付に關する規定はこの限に在らず

第廿八條 外國船舶または外國航空機法律または之に基きて發する  
命令に依る禁止または制限に違反し當該禁止または制限に係る  
區域に侵入したる場合に於て檢事捜査のため必要あるときはそ  
の船舶若し航空機に對し指定の場所に廻航すべきことを命じ若  
し之を押留しまたはその船舶若し航空機の長、乗組員及乗客に  
對し指定の場所に滞留すべきことを命ずることを得

檢事は前項の規定に依る處分を司法警察官に命令することを得  
前二項の規定は第十六條に規定する罪以外の罪に關する事件に  
附亦之を適用す

第廿九條 辯護人は司法大臣の豫め指定したる辯護士の中よりこれ  
を選任すべし、但し刑事訴訟法第四十條第二項の規定の適用を  
妨げず

第卅條 辯護人の數は被告人一人に附二人を超ゆることを得ず辯護  
人の選任は最初に定めたる公判期日に係る召喚狀の發達を受け  
たる日より十日を経過したるときは之をなすことを得ず、但し  
やむことを得ざる事由ある場合に於て裁判長の許可を受けたる  
ときこの限に非ず

第卅一條 辯護人は審判を公開したる公判廷に於て口頭辯論をなす  
場合には國家機密、軍事上の秘密、軍用資源秘密または官廳指  
定の總動員業務に關する官廳の機密を陳述することを不得ず、こ

の場合に於て辯護人はその事項を記載したる書簡を提出して陳述に代ふことを得

第卅二條 辯護人は訴訟に關する書類の謄寫をなさんとするときは裁判長または豫審判事の許可を受けることを要す

辯護人の訴訟に關する書類の閱覽は裁判長または豫審判事の指定したる場所に於てこれをなすべし

第卅三條 第十六條第一項に掲ぐる罪または外國と通謀し若は外國に利益を與ふる目的をもつて同條第二項に掲ぐる罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に對しては控訴をなすことを得ず前項に規定する第一審の判決に對しては直接上告をなすことを得

上告は刑事訴訟法第四百十六條の規定によるの外同法に於て第二審の判決に對し上告をなすことを得る理由ある場合に於てこれをなすことを得

第卅四條 裁判所は外國と通謀しまたは外國に利益を與ふる目的をもつて第十六條第二項に掲ぐる罪を犯したるものと認めたるときはその旨を判決に摘示すべし

前項の摘示をなしたる第一審判決に對し上告ありたる場合に於て上告裁判所外國と通謀しまたは外國に利益を與ふる目的をもつて犯したるものに非ざることを疑ふに足るべき顯著なる事由あるものと認めるときは判決をもつて原判決を破毀し事件を管轄控訴裁判所に移送すべし

第十六條に掲ぐる罪を犯したるものと認めたる第一審判決に對し上告ありたる場合に於て上告裁判所同條に掲ぐる罪を犯したるものに非ざることを疑ふに足るべき顯著なる事由あるものと認めるとき亦前項に同じ

認むるとき亦前項に同じ

第卅五條 上告裁判所は公判期日の通知については刑事訴訟法第四百廿二條第一項の期間に依らざることを得

第卅六條 裁判所は本章の規定の適用を受ける罪に關する訴訟については他の訴訟の順序に拘らず速にその裁判をなすべし

第卅七條 第十六條に規定する罪に該する事件(陪審法第四條に規定するものを除く)は之を陪審の評議に附せず

第卅八條 刑事手續については別段の規定ある場合を除くの外一般の規定の適用あるものとす

第卅九條 本章の規定は第廿一條、第廿二條、第廿八條、第廿九條、第卅一條、第卅三條、第卅四條及第卅七條の規定を除くの外軍法會議の刑事手續に附之を準用す、この場合に於て刑事訴訟法第九十七條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百十三條又は海軍軍法會議法第四百十三條刑罰訴訟法第四百廿二條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百十四條第一項または海軍軍法會議法第四百十六條第一項とし第廿四條第二項中刑事訴訟法第四百十九條第一項に規定する事由ある場合に於てはとは何時にてもとす

第四十條 朝鮮及臺灣に在りては本章に掲ぐる法律は命令または律令に於て依る場合を含む

朝鮮に在りては第廿二條第三項中刑法第七十三條、第七十五條または第七十七條乃至第七十九條とあるは刑法第七十三條、第七十五條若は第七十七條乃至第七十九條または朝鮮刑事令第三條とし第卅五條中刑事訴訟法第四百廿二條第一項とあるは朝鮮刑事令第卅一條とす

朝鮮に在りては本章中司法大臣とあるは朝鮮總督、檢察總長とあるは高等法院檢察長、檢察正または檢察正とあるは覆審法院檢察長地方裁判所檢察または區裁判所檢察とあるは地方法院檢察事とす

臺灣に在りては本章中司法大臣とあるは地方法院檢察官または地方法院支部檢察官、檢察とあるは檢察官、豫審判事とあるは豫審判官とす

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法は内地、朝鮮、臺灣及樺太に之を施行す

第二章の規定は本法施行前公訴を提起したる事件に附ては之を適用せず

本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條の規定によりなしたる捜査手續は本法施行後といへども仍其の效力を有す

前項の捜査手續にして本法に之に相當する規定のあるものは之を本法によりなしたるものと看做す

石炭採掘鑛業權設定

(自十一月至十二月)

採掘番號	鑛區位置	鑛區坪數	鑛業權者
福岡七、八九一	糟屋郡志賀島村地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	門司市長谷町一丁目 片山 松 一
佐賀三、九八六	藤津郡鹿島村地先海面、七浦村地先海面、杵島那南有明村地先海面	九五八、三〇〇	福岡縣嘉穗郡大隈町 久恒得郎 外一人
同三、九八七	藤津郡鹿島町、鹿島村、濱町	九三二、〇〇〇	全縣 全郡 全町 久恒貞雄 外一人
同三、九八八	全郡多良村	四九九、六〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町 松永徳助 外一人
福岡七、八九五	八女郡串毛村、豊岡村、光友村	六三七、〇〇〇	福岡市堅粕 駒津和治利外一人

同七、八九六	全郡木屋村、黒木町申毛村、豊岡村	六三、三〇〇	全所	陶津和治利外三人
佐賀三、九九八	藤津郡大浦村並ニ海面	九一八、五〇〇	佐賀縣小城郡北多久村	吉岡壽喜
同三、九九〇	全郡 全村 地先海面	九九九、九五〇	全 上	
長崎四、八四五	北松浦郡平戸町並ニ海面	四四八、〇〇〇	神戸市神戸區海岸通	石原産業海運株式會社
同四、八四六	諫早市	九六六、五〇〇	門司市大里的場町	三崎友一
熊本三、九〇四	飽託郡川上村	九七八、一二〇	福岡縣八女郡羽犬塚町	椿原乙藏 外一人
福岡七、八九八	糟屋郡須惠村	六五、〇〇〇	福岡縣田川郡金田町	勝南院卯兵衛
山口五、五九三	宇部市	一五二、二〇〇	宇部市上宇部	菊池銚二
福岡七、八九九	戸畑市地先海面	三二七、五〇〇	宇部市小串	濱田淺二
山口五、五九四	小野田市地先海面	三二五、〇〇〇	東京市京橋區銀座三丁目	大濱炭鑛株式會社
同五、五九五	全市地先海面、厚狹郡原狹町地先海面	九九〇、九〇〇	全 上	
同五、五九六	豊浦郡西市町	三六〇、〇〇〇	山口縣美禰郡伊佐町	堀重夫
同五、五九七	小野田市	八八、五〇〇	宇部市中宇部	徳永敏夫
大分四、一四八	東國東部西武藏村西安岐町朝來村	九七五、〇〇〇	岩國市車	多谷本安太郎
同四、五一八	熊毛郡中種子村並ニ海面	一、〇〇〇、〇〇〇	佐世保市櫻木町	吉原梅市 外一人
同四、五一九	全郡全村	一、〇〇〇、〇〇〇	全 全	

同四、五二〇	全郡全村並ニ海面	一、〇〇〇、〇〇〇	全 上	
同四、五二一	熊毛郡中種子村	一、〇〇〇、〇〇〇	全 上	
福岡七、九〇〇	田川郡糸田町	一八三、〇〇〇	福岡縣企救郡松ヶ江村	濱邊泰
熊本三、九〇七	天草郡一町田村、富津村	六八六、〇〇〇	熊本縣天草郡一町田村	田中仙之助
大分四、一五一	大分郡野津留村	九八二、一〇〇	佐賀縣東松浦郡相知町	工藤市夫 外一人
熊本三、九〇九	飽託郡龍田村、供合村、廣畑村	九六八、一三〇	福岡縣八女郡羽犬塚町	椿原乙藏 外一人
同三、九一〇	全郡廣畑村、供合村、熊本	一、〇〇〇、〇〇〇	全 上	
長崎四、八四七	南高來郡三會村地先海面、島原市地先海面	九七〇、〇〇〇	小倉市富野	藏内合名會社
同四、八四八	島原市地先海面	九七九、〇〇〇	全 上	
同四、八四九	全	八五四、〇〇〇	全 上	
同四、八五〇	南高來郡大三東村地先海面、三海村地先海面	九七〇、〇〇〇	全 上	
全四、八五一	南松浦郡有川町並ニ海面	六二八、〇〇〇	佐世保市榮町	黒川鷹揚 外三人
同四、八五二	全	六三八、〇〇〇	全 上	
同四、四五三	全	九七四、五五〇	全 上	
同四、八五四	全郡全町、青方村、濱浦村	九八九、〇〇〇	全 上	

大分三、九四九	日田郡中川村	三六五、〇〇〇	福岡縣若松市修多羅	吉村民平 外一人
山口同 五三八	厚狹郡小野田町先海面	三九九、八五〇	宇部市大字沖宇部番地	東見初炭礦株式會社
福岡二、三六二	宗像郡河東村、赤間町	四九七、九〇〇	福岡縣若松市稻荷町二丁目	高梨 常太郎
同 一、三六七	鞍手郡小竹町、直方市	二八〇、七〇〇	全縣嘉穂郡二瀬田大字相田	藤田 徳次
同 一、三六八	遠賀郡岡垣村	五二、〇〇〇	飯塚市大字立岩二〇番地	株式會社麻生商店
長崎同 六五〇	北松浦郡大野村、皆瀬村	四二二、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	日鐵礦業株式會社
同 六五一	全	五一四、三〇〇	全 上	
佐賀同 四四八	小城郡小城町、東多久村	九九四、一〇〇	佐賀縣島郡武雄町大字武雄	山口 慶八
熊本同 二〇七	天草郡宮地岳村、一町田村	九六七、〇〇〇	神戸市神戶區海岸通八番	石原礦業株式會社
同 五二四	熊本北松浦郡江迎村、佐々木、鹿町村、小佐々村及地先海面	六、六四三、一五八	東京市麴町區丸ノ内二丁目	日本製鐵株式會社
福岡同 九六三	嘉穂郡大隈町、山田町	二二一、〇八五	福岡縣嘉穂郡大隈町大字牛隈二五三ノ二	久恒礦業株式會社
同 一、一二一	鞍手郡笠松村、宮田町	二八四、〇〇〇	小倉市大字舟町一六番地	代表者 有松新藏 外一名
福岡七、九二〇	宗像郡吉武村、鞍手郡西川村、笠松村	一三三、〇〇〇	大阪市天王寺區勝山通二丁目矢上治郎市外一人	
佐賀三、九九九	東松浦郡北波多村西松浦郡大川村	四九七、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
同 四、〇〇〇	東松浦郡值賀村、有浦村並海面	八五、〇〇〇	佐賀縣杵島郡大町町	元 島 虎雄

同 四、〇〇一	杵島郡若木村、西松浦郡大川村	四四一、三〇〇	東京市京橋區銀座西七丁目	明治礦業株式會社
熊本三、九二〇	菊池郡護川村	四六五、〇〇〇	長崎縣北松浦郡杵木村	小 浦 儀一
福岡七、九一一	築上郡八津田村、椎田町、並海面	八一六、八〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
同 七、九一二	全郡椎田町、八田村並海面	〇〇〇、〇〇〇	全 上	
同 七、九一三	全郡八津田村地先海面、椎田町地先海面	八九二、四一二	全 上	
同 七、九一四	全郡山田村、合河村	六一三、〇〇〇	長崎縣北松浦郡志佐町	大 石 雄一
同 七、九一五	全郡山田村、合河村岩戸村	一五九、五〇〇	全 上	
同 七、九一六	八幡市	九〇七、一〇〇	福岡市住吉蕨島	福田宗次郎外一人
同 七、九一七	宗像郡上西郷村、糟屋郡古賀町、小野村	一、〇〇〇、〇〇〇	宇部市中字部	榎本 高三郎
佐賀四、〇〇二	三養基郡南茂安村、北茂安村、福岡縣三潞郡安武村	九九五、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	三井礦山株式會社
同 四、〇〇三	西松浦郡南波多村、波多津村、東松浦郡、北波多村	七二六、七〇〇	兵庫縣武庫郡精道村	興亞礦業株式會社
同 四、〇〇四	藤津郡大浦村並海面	一、〇〇〇、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内三丁目	日滿礦業株式會社
長崎四、八六七	西彼杵郡神浦村地先海面	九二三、三〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	松島炭礦株式會社
同 四、八六八	全郡松島村並海面	七五八、二〇〇	全 上	
同 四、八六九	全郡全村地先海面	九七三、八〇〇	全 上	

同四、八七〇	全郡神浦村地先海面	五三六、四〇〇	全	上	
同四、八七一	全	九九七、九〇〇	全	上	
同四、八七二	全郡全村並=海面	六四〇、〇〇〇	全	上	
同四、八七三	東彼杵郡西大村、萱瀨村、竹松村、犬村町	九〇八、七〇〇	福岡市大名町一丁目		川原田 浩司
同四、八七四	北松浦郡上志佐村	七九三、七〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目		松浦炭礦株式會社
同四、八七五	北高來郡深海村地先海面、諫早市並=海面	六五八、〇〇〇	全市赤坂區新坂町		花田卯造 外一人
同四、八七六	西彼杵郡崎戸町地先海面、黑瀨村地先海面	九九四、八〇〇	全市麴町區丸ノ内二丁目		三菱鑛業株式會社
同四、八七七	南松浦郡濱浦村、青方村	八一二、〇〇〇	佐世保市榮町		黒川鷹揚 外三人
同四、八七八	全郡有川町、魚目村、青方村並=海面	八四二、〇〇〇	全	上	
福岡七、九一八	直方市、鞍手郡宮田町、小竹町	四六〇、〇〇〇	小倉市三荻野		正木 雪松
同七、九一九	遠賀郡蘆屋町地先海面	三五〇、〇〇〇	直方市		野上 辰之助
同七、九二〇	若松市地先海面	九九二、八〇〇	全	上	
同七、九二一	全	九八六、〇〇〇	全	上	
同七、九二二	全	一、〇〇〇、〇〇〇	全	上	
同七、九二三	全	一、〇〇〇、〇〇〇	全	上	
同七、九二三	全	一、〇〇〇、〇〇〇	全	上	

山口五、六一三	全郡日置村、菱海村	九四二、四五〇	唐津市		石田豊彦 外一人
佐賀四、〇〇五	東松浦郡呼子町並=海面	七九二、〇〇〇	佐世保鹽濱町		島谷 倉壽
大分四、一六八	速見郡杵築町、北杵築村	六四八、〇八五	飯塚市山内西區		在川友茂 外一人
熊本三、九二四	下益城郡豊野村	七八三、〇〇〇	福岡市鹽屋町二丁目		本田 正寄
長崎四、八七九	南高來郡北有馬村、西有家町、西有家町	一、〇〇〇、〇〇〇	名古屋市中區松元町四丁目		松島留吉 外一人
同四、八八〇	西彼杵郡神浦村地先海面	九三五、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目		松島炭礦株式會社
同四、八八一	南松浦郡青方村並=海面	二八八、〇〇〇	佐世保市榮町		黒川鷹揚 外三人
同四、八八二	東彼杵郡早岐町、折尾瀨村	九四三、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目		三菱鑛業株式會社
同四、八八三	全郡宮村、早岐町	七八一、〇〇〇	全	上	
同四、八八四	全郡折尾瀨村、早岐町	五六六、〇〇〇	全	上	
同四、八八五	全郡下波佐見村	九九一、八〇〇	全	上	
宮崎三、〇八八	南那珂郡部井村	九九五、〇〇〇	名古屋市中區熱田區池内町		株式會社鈴木石炭商店鑛業部
山口五、六一五	豐浦郡西市町	九二七、五〇〇	京都市中京區嵯峨師通麩屋町岩崎炭礦株式會社		
佐賀四、〇〇六	小城郡小城町	五〇〇、一二〇	宇部市東區東驛通二丁目		國吉 次郎
同四、〇〇七	藤津郡鹽田町、杵島郡東川登村	九七九、〇〇〇	佐世保市保立町		篠崎 縁吉
同四、〇〇八	杵島郡西川登村、藤津郡嬉野町	九八五、九〇〇	全	上	

同四、〇〇九	藤津郡鹽田町、五町田村、久間村	九八三、〇〇〇	全	上	
同四、〇一〇	杵島郡東川登村、西川登村、藤津郡鹽田町、嬉野町	九八五、九〇〇	全	上	
同四、〇一一	藤津郡鹽田町、久間村、五町田村	四九二、〇〇〇	全	上	
同四、〇一二	杵島郡東川登村、藤津郡久間村、鹽田町	六四〇、〇〇〇	全	上	
同四、〇一三	佐賀郡本庄村、北川副村、西川副村、西興賀村	九九四、四〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町		山口
福岡七、九一五	小倉市地先海面、戸畑市地先海面	八六五、六〇〇	宇部市小串		瀬戸軍一外三人
同七、九二六	小倉市地先海面	二七〇、〇〇〇	全	上	
同七、九二七	嘉穂郡千手村	九二〇、〇〇〇	福岡縣田川縣後藤寺町		長尾達生
同七、九二九	三潞郡大野島村、大川町、佐賀縣佐賀郡中川副村、新北村	九九八、七六〇	東京市日本橋區室町二丁目		三井鑛山株式會社
長崎四、八八六	南松浦郡有川町並三海面	五八三、〇〇〇	諫早市		北村滋敏外一人
同四、八八七	全郡全町	三〇五、九四五	全所		北村滋敏
大分四、一七三	南海部郡中野村、因尾村、日田市	六四五、八〇〇	大分縣南海部郡佐伯町		野村喜太郎
同四、一七五	厚狹郡小野村、萬倉村	三〇三、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町		草場淺市
山口五、六一七		六七〇、〇〇〇	廣島市南觀音町		上野明信正外一人

同五、六一八	全郡小野村	一、〇〇〇、〇〇〇	全	上	
同五、六一〇	宇部市地先海面	七三四、五〇〇	宇部市小串		村井朝一
福岡七、九三二	糟屋郡香椎村、多々良村	一八二、〇〇〇	福岡縣若松市修多羅		藤井榮太郎
同七、九三三	八女郡岡山村、福島町、長峰村	九九九、五〇〇	宇部市中宇部		紀村強祐外二人
同七、九三四	全郡下廣川村、中廣川村、岡山村	九九八、六〇〇	全	上	
同七、九三五	全郡下廣川村、中廣川村	五六六、〇〇〇	全	上	
同七、九三七	全郡中廣川村、上廣川村、長峰村、忠見村	九九九、五五〇	東京市麴町區丸ノ内三丁目		八女鑛業株式會社
山口五、六一二	厚狹郡厚狹町、小野田市	八二五、五〇〇	山口縣厚狹郡厚狹町		丹下房一外一人
福岡七、九三八	山門郡山川村、瀬高町、三池郡、飯江村、高田村	九六一、五〇〇	東京市日本橋區室町二丁目		山門炭礦株式會社
山口五、六二八	宇部市地先海面	二〇七、六〇〇	宇部市西區御影町		西本保
佐賀四、〇一五	西松浦郡有田村、有田町	二七五、〇〇〇	福岡市大名町一丁目		高須重彦
長崎四、八八八	北高來郡小栗村、有喜村	一、〇〇〇、〇〇〇	長崎縣北松浦郡杵木村		吉居丑之助外一人
同四、八九〇	東彼杵郡川棚町、彼杵村	八五二、〇〇〇	福岡市大名町一丁目		高須重彦
同四、八九一	西彼杵郡長與村並三海面、伊木力村地先海面、東彼杵郡西大村地先海面	九八六、四六〇	福岡縣筑紫郡日佐村		太田文雄外一人
同四、八九二	東彼杵郡宮村、川棚町	五二八、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目		三菱鑛業株式會社



同四、八九三	全郡早岐町、折尾瀬村	九四三、一〇〇	全	上	吉居丑之助外二人
同四、八九四	全郡折尾瀬村、下波佐見村	三三〇、〇〇〇	全	上	太田圭助
同四、八九五	全郡折尾瀬村	六二、〇〇〇	全	上	麻生龜市 外四人
同四、八九六	全郡下波佐見村、折尾瀬村 早岐町	八二一、〇〇〇	全	上	山本中太郎
全四、八九七	全郡宮村並=海面	九三一、四〇〇	全	上	
全四、八九八	北高來郡小江村、湯江村並 =海面	七五〇、〇〇〇	全	上	長崎縣北松浦郡柚木村 吉居丑之助外二人
全四、八九九	西彼杵郡平島村並=海面	五二七、一〇〇	全	上	東京市淀橋區西大久保町二 丁目 太田圭助
大分四、一七九	西國東郡朝田村、田原村	六一一、九〇〇	全	上	中津市船場町 麻生龜市 外四人
熊本三、九二八	八代郡龍峰村、宮地村	七四三、二〇〇	全	上	福岡縣鞍手郡中村 山本中太郎
福岡七、九三九	糟屋郡和白村地先海面、新 宮村地先海面	四九三、〇〇〇	全	上	東京市麴町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社
全七、九四〇	田川郡採銅所村、香春町、 勾金村	二二二、〇〇〇	全	上	全市京橋區木挽町八丁目 昭和鑛業株式會社
全七、九四三	三井郡北野町、味坂村、太 刀洗村	九八七、四〇〇	全	上	佐賀縣藤津郡久間村 山口慶八
全七、九四四	全郡小野村、味坂村、宮陣 村、佐賀縣三養基郡基里村	九二四、一〇〇	全	上	
長崎四、九〇〇	東彼杵郡早岐町、宮村	九二二、四〇〇	全	上	東京市麴町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社

全四、九〇一	南高來郡三會村地先海面、 島原市地先海面	九七〇、〇〇〇	全	上	小倉市富野 藏内合名會社
全四、九〇二	西彼杵郡神浦村地先海面	九五八、三〇〇	全	上	東京市日本橋區室町二丁目 松島炭鑛株式會社
佐賀四、〇一六	佐賀郡本庄村、北川副村、 西與賀村、鍋島村、佐賀市	九七六、〇〇〇	全	上	佐賀縣杵島郡武雄町 山口峰
全四、〇一七	全郡鍋島村、喜瀬村	九七六、七〇〇	全	上	
全四、〇一八	全郡南川副村、東與賀村、 西川副村	九八三、〇〇〇	全	上	
熊本三、九三〇	菊池郡西合志村、飽託郡川 上村	九〇、六〇〇	全	上	山口縣吉敷郡西岐波村 藤本敏一 外一人
全三、九三一	鹿本郡山東村	七六九、〇〇〇	全	上	福岡縣八女郡羽犬塚町 椿原乙藏 外一人
全三、九三二	天草郡中村、維和村並=海 面	四〇五、〇〇〇	全	上	東京市澁谷區穩田三丁目 森谷平次郎外一人
全三、九三三	全郡坂瀬川村地先海面、志 岐村地先海面、富岡町並= 海面	八五〇、八〇〇〇	全	上	全市麴町區丸ノ内三丁目 南俊二
福岡七、九四五	糟屋郡新宮村地先海面、古 賀町地先海面	九〇〇、〇〇〇	全	上	門司市長谷町一丁目 片山松一 外三人

石炭探掘權設定

(一月中)

鑛區番號 鑛區位置 面積 鑛業權者

福岡一、三七四 遠賀郡岡垣村

二九九、九〇〇

藤岡芳藏

### 石炭探掘權移轉

(二月中)

鑛區番號	鑛區位置	新鑛業權者	舊鑛業權者	理由
福岡 一三五八	田川郡後藤寺町	高橋滿	草野康	記外一人讓渡
// 一二六一		日產化學工業株式會社	岩崎武夫	//
// 一〇二三	嘉穗郡穎田村	藤木喜藏	小林俊治	//
鑛區番號	鑛區位置	變更事由	鑛業權者	
福岡 八五〇	嘉穗郡桂川町	增區	明治鑛業株式會社	
// 一、三七六	//	//	//	
// 六〇二	田川郡川崎町	//	藤井伊造	
// 一、一六三	鞍手郡植木町	//	三菱鑛業株式會社	
佐賀 四四九	東松浦郡相知町	分割	//	
四四〇	小城郡多久村		//	
四五二				
四五三				

### 石炭探掘鑛區異動

長崎 六五二  
六五三  
五五九

北松浦郡御厨村  
北松浦郡江迎村

增區

北松炭礦株式會社  
昭和炭業株式會社

### 本會炭礦異動

(縣名無キハ福岡縣)

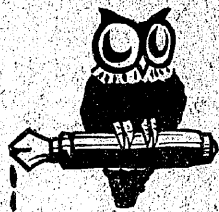
#### 新入會之部

炭坑名	所在地位	經營者	鑛業權者
庄司二坑	嘉穗郡幸袋町庄司	佐藤萬太郎	峠國松
楠久炭坑	佐賀縣西松浦郡山代町	久恒得郎	
保立炭坑	長崎縣佐世保市中通町	大熊清藏	橋上保
小佐々炭坑	長崎縣北松浦郡小佐々村	直井長四郎	日鐵鑛業株式會社

#### 退會之部

炭坑名	所在地位	經營者	現由
加茂小坂坑	嘉穗郡幸袋町	加茂泰吉	加茂目尾炭坑ト合併
加茂目尾八坑	//	//	//
糸飛炭坑	田川郡伊田町	太田修吉	休坑
山浦炭坑	鞍手郡木屋瀬町	久恒得郎	//
佐谷炭坑	粕屋郡篠栗町	關川熊生	脫會

昭和十六年二月末現在 二〇五坑



# 炭界日誌

福井生

一月二十九日 水

△豫算總會に於て松村代議士石炭勞働力の増進を量的兩方面から論じ賃金統制令行過ぎ是正を力説した。

一月三十日 木

△日本石炭買取保償金は、優良炭に厚き方針である

一月三十一日 金

△小倉日本發送電會社火力發電所の地鎮祭が行はれた

二月一日 土

△石炭増産運動に呼應して各地方の農家の有志が農閑期を利用して炭坑に應援することになった

二月二日 日

△日本發送電の石炭申請量は少くとも三百四十萬噸を下らぬものと見られてゐる

二月三日 月

△本社重役理事會開催（於若松市みどりや）

二月四日 火

△中村福岡鑛山監督局長歸福、炭礦地方の酒の不足は緩和される、と語つた

二月五日 水

△鑛業戰士慰問の演藝團一行十五名が來縣した

△榎本福岡鑛務部長は本日付を以て貿易局、化學農水産課長に榮轉した

△直方市では休止鑛復活へ猛運動を開始し、市長、商工會議所會頭等上京した

二月六日 木

△鑛害賠償法に伴ふ供託金に関する打合會を順次開催する

二月七日 金

△大藏省では日本石炭の買取補償金一億二千萬圓を承認したので、石炭買上價格も引上げられるものと見られてゐる

二月八日 土

△柳川福岡縣學務部長歸任して、縣外よりの勞務者は豫想通り入つて來ることならう、と語つた

二月九日 日

△商工省では全集炭量の八割に對し完全統制を行ふ方針であると思はれてゐる

二月十日 月

△武内專務は増産對策を携へて上京した

二月十一日 火

△福岡鑛局の斡旋により九州に於る石炭鑛區の整理が捗つてゐる

二月十二日 水

△福岡鑛局では今度鑛山訓を制定した

二月十三日 木

△石炭増産に對應し、門鐵局では石炭車運用區域の制限を斷行、増送に拍車をかけることになった

△北海道、幌新太刀別淺野炭坑でガス爆發があつた

二月十四日 金

△若松商工會議所主催で石炭座談會が開催された

二月十五日 土

△飯塚市では炭坑採掘による土地の陥落を測定し鑛害状況を調査することになった

二月十六日 日

△筑豊地方では、送炭能力に餘裕ある爲、福岡局支所では

更に増産を奨励してゐる

二月十七日 月

△原料炭高級炭の價格引上げにつき商工省石炭部會に於て原案を作成した

二月十八日 火

△直方の死藏鑛區開發運動中の勝野市長、野上商議會頭一行は好成績をあげて歸着した

二月十九日 水

△石炭各種助成金交付方法の改正により中小炭坑は減産はしないかと言はれてゐる

二月二十日 木

△石炭増産強調週間後に於る反動が變へられてゐる

二月二十一日 金

△博多商工會議所に於て福岡鑛局管内石炭増産強調週間第一回地方表彰式が舉行された

二月二十二日 土

△日本燃料協會では石炭増産對策について懇談會を行つた

二月二十三日 日

△撫順炭礦では代用燃料國策に順應、豊富な技術陣を動員して曲母頁岩採油等の研究を大々的に行つてゐる

二月二十四日 月

△貴族院豫算總會に於て小島商工次官は石炭生産統制會社設立の服案あることを述べて注目を牽いた

二月二十五日 火  
 △石炭鑛業聯合會定例理事會十六年度の出炭計畫につき協  
 議を行つた  
 二月二十六日 水  
 △日本石炭の十六年度上期販賣買取價格の認可申請は三月

報

鑛業戰士表彰式

互助會の被表彰

石炭増産に挺身する鑛業戰士を表彰する 福岡鑛山監督局管内石炭  
 増産強調期間第一回地方表彰六十六鑛山、三百五十名の表彰式は  
 一月廿二日福岡市西中洲博多商工會議所で舉行され、本社より川原  
 幹事出席。  
 中村鑛局長、下河邊鑛監督局長より表彰状並に輝く黒十字章  
 記念木盃を夫々授與、上村西部軍司令官、本社々長山本平八氏、  
 専務取締役武内禮藏氏其他の祝電披露あり、閉式後別室で表彰勞  
 務者の座談會を開いた。互助會關係者で當日榮えある表彰を受け  
 たもの左の如し

- 遠藤 虎一 (鞍 手) 龜井 謙一 (天 道)
- 藤木 久吉 (龜 山) 小 幡 到 (龜山三坑)
- 倉原 安雄 (龜山三坑) 平 野 實 (西 川)
- 高波 卯三郎 (上 山) 加 藤 一 (新山野)
- 草薙 千代次 (岩 崎) 井 上 半 藏 (大伊万里)
- 野 田 三代次 (江 迎) 中 村 仙太郎 (江 里)
- 松 田 仙五郎 (矢 岳) 中 道 勇 (池 野)
- 松 本 多四郎 (神 田) 溝 部 友 一 (山陽無煙)
- 山 田 庄太郎 (高 松) 原 操 (高 松)
- 園 田 等 (高 松) 宮 原 定 記 (高 松)
- 川 井 務 治 (高 松) 式 田 正 明 (高 松)
- 吉 永 福 三 (高 松) 高 松 一 美 (高 松)



下旬になる模様である  
 二月二十七日 木  
 △石炭増産手當の期間延長が叫ばれてゐる  
 二月二十八日 金  
 △福岡縣では石炭自動車の普及に乗り出すことになつた

- 金 永 植 (高 松) 松 尾 平 助 (高 松)
- 近 藤 倉五郎 (高 松) 盛 田 守 人 (高 松)
- 餅 田 專 一 (高 松) 許 斐 覺 雄 (高 松)
- 森 田 保 雄 (高 松) 坂 本 平 太 (早 良)
- 石 原 源 作 (早 良) 椎 葉 八 郎 (早 良)
- 田 中 武 一 (早 良) 李 晋 白 (鞍 手)
- 内 藤 菊 次 (天 道) 宮 本 作 次 (龜山三坑)
- 其 山 園 藏 (西 川) 有 富 吉 太 郎 (上 山)
- 古 川 重 生 (岩 崎) 杉 谷 新 一 (大伊万里)
- 西 三 太 郎 (江 里) 横 尾 三 太 郎 (矢 岳)
- 田 島 重 太 郎 (矢 岳) 辻 利 夫 (池 野)
- 中 川 爲 八 (池 野)

式 辭

尙表彰式に於ける中村局長の式辭並に謝辭次の如し  
 本日茲ニ閣下並ニ各位ノ御臨席ヲ得第一回炭礦勞務者地方表彰  
 式ヲ盛大ニ且嚴肅ニ舉行スルコトヲ得マシタコトハ寔ニ欣懐ニ  
 堪ヘナキ次第デアリマス  
 惟フニ聖戰既ニ五週年ヲ迎ヘ今尙蔣介石政權ハ第三國ノ支援ニ  
 依リ頑迷ナル締結ヲ契機トシマシテ英米ノ策動ハ一段ト深刻ヲ  
 加ヘ特ニアメリカノ威嚇的軍備ノ擴張及挑戰的經濟壓迫ニ依リ  
 日米關係ハ益々惡化ノ一途ヲ辿リ今將ニ太平洋上風雲急ナラン  
 ト致シテ居ルノデアリマス、即チ外ニ於テハ世界ヲ擧ケテノ大  
 戰禍ノ危機ヲ孕ミ一方内ニ於テハ各種ノ難事業横タハリ帝國ノ  
 内外ハ將ニ前古未曾有ノ國難ニ遭遇致シテ居ルノデアリマシテ

此際我等國民ト致シマシテハ眞ニ「億一心渾然」一体トナリ各々  
 其ノ職場々々ニ於テ臣道實踐ノ誠ヲ致シ高度國防國家体制ノ完  
 成ヲ計ルコトガ最モ緊要デアルト考フル次第デアリマス  
 而シテ高度國防國家建設ノ基礎ヲ爲スモノハ石炭ノ増産ニ在ル  
 産業ノ隆昌デアリ更ニ其ノ根幹ヲ爲スモノハ石炭ノ増産ニ在ル  
 コトハ茲ニ論ヲ俟タナイ所デアリマシテ石炭ノ圓滑ナル供給コ  
 ソハ直接高度國防國家建設ノ成否ニ影響シ延テハ國家存亡ノ鍵  
 トモ相成ルモノデアリマスガ故ニ我國ニ於キマシテハ目下官民  
 ノ擧ゲテ石炭ノ増産ニ專念シ之ヲ供給ノ確保ニ全力ヲ集中致レ  
 テ居ルノデアリマス然ルニ最近石炭ノ増産ハ勞動力並ニ生産資  
 材ノ不足其ノ他ノ原因ニ依リマシテ豫期ノ如ク進捗セズ「石炭  
 不足」ノ聲ハ全國ニ轟然トシテ起リ鑛業界ハ非常ノ難局ニ遭遇  
 致シテ居ルノデアリマス殊ニ只今ハ石炭ノ冬季最需要期デアリ  
 マス關係上萬一國家カ要求スル石炭ノ圓滑ナル供給ヲ計ルコト  
 ガ出来ナイト致シマスナラバソレヨソ帝國ノ前途ニハ一大暗影  
 ガ投ゼラル、トニナルノデアリマス  
 茲ニ於テ中央ノ政府ニ於キマシテハ去ル一月ヨリ三月末迄ヲ  
 「全國石炭増産強調期間」ト爲シ全國ノ炭礦勞務者諸子ノ奮起ヲ  
 促シタ次第デアリマシテ本期中眞ニ鑛業報國ノ使命ヲ實踐シ  
 成績拔群ナル鑛業戰士ノ勞苦ニ報ユルニ政府ハ中央表彰ト地方  
 表彰ノ企圖シ今回ハ其ノ第一回地方表彰ニ該當スルノデアリマ  
 ス而シテ本日表彰セラレマシタル勞務者諸子ハ福岡鑛山監督局  
 管内二十數萬ノ勞務者中ヨリ特ニ選拔セラレ日頃鑛業報國ノ熱  
 情ヲ胸ニ默々トシテ石炭ノ採掘ニ一身ヲ賭シ其ノ職分ヲ完フシ

ツ、ナル謂ハ統後第一線ニ於ケル「殊勳甲」ニ該當スル方々デア  
 リマシテ今ヤ續業戦士トシテ最高ノ名譽ト榮冠ハ據トシテ諸子  
 ノ頭上ニ輝イテ居ルノデアリマス  
 想ヘバ我皇軍將兵ハ血ヲ嘔リ倒レタ勇士ノ屍ヲ越ヘテ烈風朝々  
 タル雪ノ曠野ヲ泥濘ト飢餓ト苦惱ト戦ヒ乍ラ昨日モ今日モ又明  
 日モ進軍ヲ續ケテ行クノデアリマス、諸子ノ體內ニモ皇軍將兵  
 ト同シ大和民族ノ血沙ガ脈々トシテ波打ツ以上ハ大君ノ爲メ莞  
 爾トシテ國難ニ殉ズル氣慨ヲ以テ如何ナル困苦缺乏ニモ耐ヘ増  
 産報國ノ爲猛進軍ヲ續ケナケレバナラナイト存ジマス  
 諸子冀バ本日此ノ榮譽ト誇リト永ク忘レルコトナク益々國家  
 ノ拾石トナリ誓ツテ續業報國ノ決意ヲ固メ時艱ノ克服ニ將又石  
 炭ノ増産ニ格段ノ努力ヲ傾注セラレンコトヲ切望シテ已マナイ  
 次第デアリマス  
 一言撫辭ヲ述ベテ式辭ト致シマス  
 昭和十六年二月二十一日  
 福岡礦山監督局長正五位勳四等 中村 幸八

謝 辭  
 本日茲ニ多數貴顯御臨席ノ下ニ石炭増産強調期間第一回地方表  
 彰式ヲ舉行セラレ生等三百五十名成績優秀ナリトシテ福岡礦山

# 本會記事



監督局長ヨシニ表彰ヲ受ケ賞品ヲ授與セラレマシタコトハ生等ノ  
 心カラ喜トスルトコロデアリマス  
 現下ノ日本ガ未曾有ノ難局ニ直面シ其ノ打開ノ爲ニハ高度國防  
 國家ヲ建設スルノ必要愈々急デアリ從ツテ之ガ完遂ノ爲ニ石炭  
 増産ガ國家的ニ緊要デアルコトハ生等ノ膺裡ヨリ片時モ去ラズ  
 生等ハ一意續業報國ノ熱意ヲ以テ職域奉公ニ邁進シツ、アルノ  
 デアリマスガ之トモ陛下ノ赤子タルノ本分ヲ盡スニ過ギナイ  
 ノニモ拘ラズ本日表彰ヲ受ケマシタコトハ衷心感謝ニ堪ヘマセ  
 ス  
 繼テ世上稍モスレバ生等炭礦勞務者ニ對シ誤解アルヲ耳ニスル  
 ノデアリマシテ生等ノ努力ノ未ダ足ラザラ恨ルノ思轉々胸中  
 ヲ去來スルノデアリマスガ此ノ度國家ガ生等ノ努力ヲ認メラレ  
 マシタコトニ對シテハ新ナル涙ト感謝ヲ覺エルノデアリマス  
 生等ハ此ノ度ノ知遇ニ報イル爲一層職務ニ精勵シ愈々續業報國  
 ノ決意ヲ固クシ臣道實踐ニ邁進スル覚悟デアリマス  
 一言撫辭ヲ述ベテ謝辭ト致ス次第デアリマス  
 昭和十六年二月二十一日  
 (三井三池末吉清藏君朗讀)

## 出張所連絡會議

二月十三日午前十時より若松市公會堂に於て初の出張所と  
 本部の連絡會議を開催佐世保、福岡、直方、嘉穂、田川、  
 山口、遠賀の各出張所主任並所員本部から各部長、課長出  
 席赤司資材部長、座長兼進行係となつて進め、先づ各自の  
 紹介を行つた後、懇談にうつり午後三時頃閉會した

## 統 制 部

- 一月卅日 飯塚ニテ昭和十六年度上期生産費調作ニ付打  
 合せ會
- 二月一日 後藤寺町ニテ全上  
 出張所及支部第一回連絡會議公會堂ニテ開  
 催
- 二月十三日 後藤寺町ニテ引續キ生産費調打合せ會
- 二月十九日 低品位炭手續及全事務打合せ爲メ福岡監督局  
 縣廳物資課福岡出張所へ部員出張
- 二月廿二日 買入價額未決定分價格決定促進ノ爲メ部員上  
 京
- ▽十六年上期配給許畫表ヲ一月三十一日ニ全株主分日本石  
 炭及商工省へ提出ヲ了ス
- ▽十六年上期日本石炭買取價格査定ノ資料トスベキ生産費

調輸送費調、保證品位申請ハ最重要事項ノ事トテ特ニ過  
 般若松商工會議所ニ於テ作成要項説明ノ際特ニ所長、專  
 務、支配人ヨリ夫々懇ナル説明ニ併セ至急提出方懇談シ  
 タルモ各株主ノ提出ハ抄取ラズ一方日本石炭ヨリハ締切  
 ル旨再度電話アリ都度無禮延期ヲ乞ヒ辛シテ二月中旬提  
 出ヲ了シタリ

## 資 材 部

- ▽日本石炭打合せ會ニ參加
- 二月四日日本石炭各支部出張所業務擔任者ヲ大阪へ集メ  
 十五年下期澁滯事務簡易化ノ會議アリ當方ヨリ秋吉統制  
 部長、林業務部副長上阪參加ノ上結局、便法トシテ十五  
 年下期分簡易化ヲ計ル事ニ決定即時實施トナリタリ
- ▽日本石炭買取價格未決定分促進ニ關シ當所關係ニテ未決  
 定ノモノ二月二十日現在五十九炭種アリ勿論機會アル毎  
 ニ書面、口頭繰返シ催促ヲ續ケ來レル乍遺憾抄取ラズ最  
 後ノ手段トシテ價格課擔任者上京サセ居坐リ催促ヲナシ  
 茲ニ大半ノ決定ヲ見ツ、アリ (二月二十八日現在)
- 二月八日 用度並ニ購買委員會  
 場 所 福岡商工會議所  
 出席者 炭礦側用度購買委員

會側 町田課長以下森本、福田、渡邊、早間  
上村、岩崎各係員

二月十三日  
出張所長事務打合せ

若松市公會堂ニ於テ十時半ヨリ

二月十四日

坑木視察ニ關スル打合せ

於若松市公會堂自十時半

二月二十五日

出張所長並會幹部事務打合せ會

於會社三階自十時半

鐵鋼部會 自二月二十六日 至二十八日

二月二十六日 十時半ヨリ

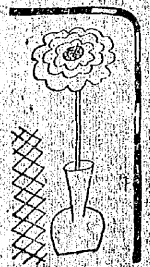
田川部會 於後藤寺出張所 赤司部長以下部員出席

二月二十七日 十時半

西川部會 於直方商工會議所

二月二十八日 十時半

嘉穂部會 於飯塚出張所



編輯  
後記

松岡外相が樞軸國訪問の旅に上つた。

米國では對英武器貸與案を無理に通過さして、大見得を切つてゐた大統領殿、よほど薄氣味わるく思つたものらしく部下を集めてより／＼協議中であるとか。

成都に於て空中戦、二十八機撃墜、我が荒鷲、胸を撫して曰く「敵機はあまりにも弱く、子供の手をネチるやうなものだ」と。

英米の必死の妨害にも恬然として、成立した泰佛印交渉等近頃の新聞には稍胸のスク記事が多い。

さて、日本石炭會社は昨秋設立されて、最初の半期を終らんとしてゐるが、果して全國の石炭販賣統制を圓滑に行ひ得たか、各人それ／＼の説はあらうが、公平に見て功罪半ばすと言ふところ、どちらかと言へば、罪の方が多し、これも過度期とあれば致し方なしとして、來期は圓滑に能率的にやつて戴きたい。

鑛山訓が福鑛聯で制定された、東條陸相の戰陣訓に劣らぬ名訓である、語句簡明、文章も名文で朗誦に適してゐる、戰陣訓や鑛山訓は、戦線や鑛山にある人々のみことさらにが服膺すべき訓ではなく一般人も以て銘とすべきものと信ずる。

同じく福鑛聯では、映畫「鑛山」を作製し先日試寫を行つた筆者も觀覽したが非常によく製作目的も充分達せられてゐる上映時



同一時間半劇映畫としても飽かずに觀ることが出来る程面白い方ながら御提燈を持つて置く。

今月は町田分析主任が忙しき業務の間にもした長論文を載せた因みに本會の石炭工業分析所はすべての器具完備し、他の何處の分析所と比較試験をしても、いさゝかの遜色なく、毎日平均三十餘の分析試験を行つてゐる。

本誌は發刊以來六年九州炭業界に、筑豊鑛業會月報と並んで炭界啓蒙の爲に貢献をなしつつあるが、更に新たなる編輯方針を樹て、眞に斯界の權威雜誌たらしむべく折角努力中である。御期待を乞ふ次第である。

### 互助會報・第六卷第三號

購 一册 金參拾錢 郵稅共  
半年分 金壹圓八拾錢同上  
一年分 金參圓六拾錢同上  
料 料金は前金の事

昭和十六年三月廿四日印刷納本  
昭和十六年三月廿八日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸道康

編輯人 森 六郎

若松市老松町三丁目

印刷所 森 印刷所

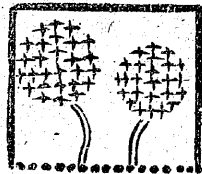
若松市老松町三丁目

電話二〇三番

福岡縣若松市本町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話 長四七六番  
七〇九番



營業品目

傳導用ゴムベルト  
 傳導用Vベルト  
 コンベヤーベルト  
 ニューマチックホース  
 サクシヨンホース  
 ホースメンター  
 布入ゴム板  
 ベルトワツクス  
 スパイラルワツキング  
 其他鑛山用ゴム製品  
 フレーキライニング  
 ローハイドピニオン



横濱護謨製造株式会社

代理店

波多野護謨合資会社

小倉市大阪町九番地

電話 ⑤ 0342番

振替福岡25450番

營業品目

ギヤードモーター  
 コールドドリル  
 電氣捲揚機  
 デイトン唧筒  
 空氣壓縮機  
 ロツクドリル  
 ビツクハンマー  
 ビツクスチール  
 排送風機  
 ヒツパラー  
 エヤーホース  
 サクシヨンホース  
 各種ワツキング  
 全鋼製チエンプロツク  
 工作機械及工具

鐵工部開設

キヤリヤー・打抜チエン・炭車金物

鑄造品・鍛工品・外一般製作

奈須野機械製作所九州出張所

エーゼーゴム洋行九州出張所

O.K.式コールドドリル500型發賣元

カバ シマ  
 梶島商會

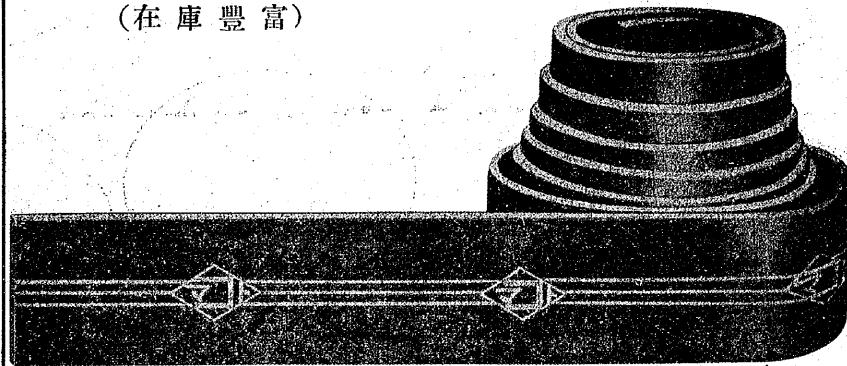
福岡市上呉服町五番地

電話東③二四八〇・二四八一番

最高級 最高馬力用 日本一品質

# マコト印ブレーキライニング

(在庫豊富)



## ブレーキライニングは

世界第一の評ありし英國フェロードブレーキライニングの製法と全様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製ブレーキライニングは其の殆ど全部が手織(人力)製なるに本マコト印は最新高圧の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきもあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及真鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率的逸品たる事を確信を以つて推奨するものなり乞ふ御使用を。

最高級のブレーキライニング 本品の右に出る物なし

マコト印 ニューマチックホース  
アマノ式ベントスリール 發賣元  
アマノ式C.Tプロテクター

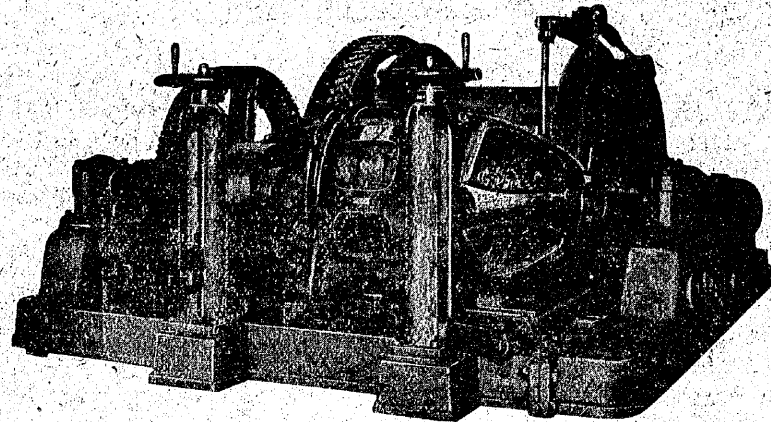
## マコト護謨工業所

代表者 天野 靖 市郎

福岡市橋口町四六 (私書函福岡七八號)

電信略號受信フクオカマコトゴム 發信マ又はマコト  
電話西②4678番 振替福岡16695番

## 鑛山用諸機械設計製作



## 營業種目

製作部	捲揚機	碎輪機	排炭車	送風機	電線	各種電動機	ベアリング	バルブ、コック	レール、ベルト	ボール、ナット	ゴム	サクションホース
	機筒	機筒	機筒	機筒	機筒	機筒	機筒	機筒	機筒	機筒	機筒	機筒
販賣部												

以上多數在庫有乞照會

## 福岡機械製作所

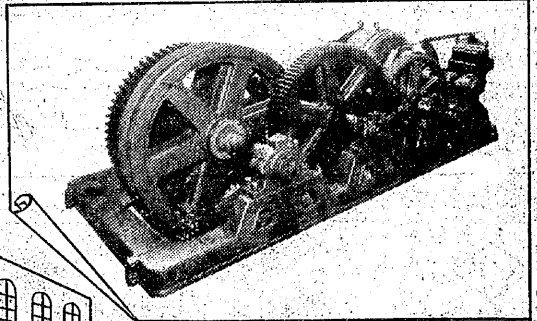
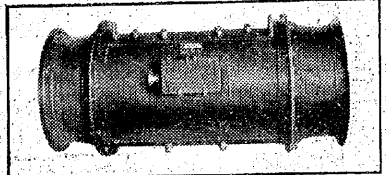
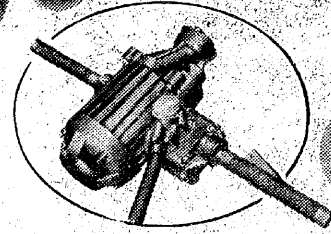
福岡市上東町17  
電話東2920番



昭和十六年三月二十四日印刷  
昭和十六年三月二十日發行

石炭鑛業互助會報 發行所 若松市本町三丁目 石炭鑛業互助會

鑛山界、麒麟兒!! 好評嘖々列!!!



株式會社千代田製作所

石炭鑛山用電機機械專門製作

本店	大阪市西淀川区佃町一三番
東京出張所	電話(45)代表七三五八番 東京市神田区錦町三丁目一番地
福岡支店	電話神田(25)三〇八一番地 福岡市上小山町一二番地 電話東(2)五〇五六番

型主録進呈